

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H200 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者無」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。 ②：二つ折り後巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H200）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

年金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出

い

住所	杉並区高井戸西3-5-24	電話番号	XX - XXXX-XXXX
フリガナ	ネンキン タロウ	生年月日	昭和△△.△△.△△
氏名	年金 太郎		

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

う

受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	
	2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。
	3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

あ 提出日をご記入ください。

い 住所、氏名、電話番号をご記入ください。

<住所・氏名について>

○ この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

う ご希望の受取方法の一つを選択し、チェック☑をつけてください。

老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の ①～④ の4種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようにお願いします。

**⚠ 注意事項**

「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、**届書をお返すこととなりますので、ご注意ください。**

**⚠ 誤った記入例**

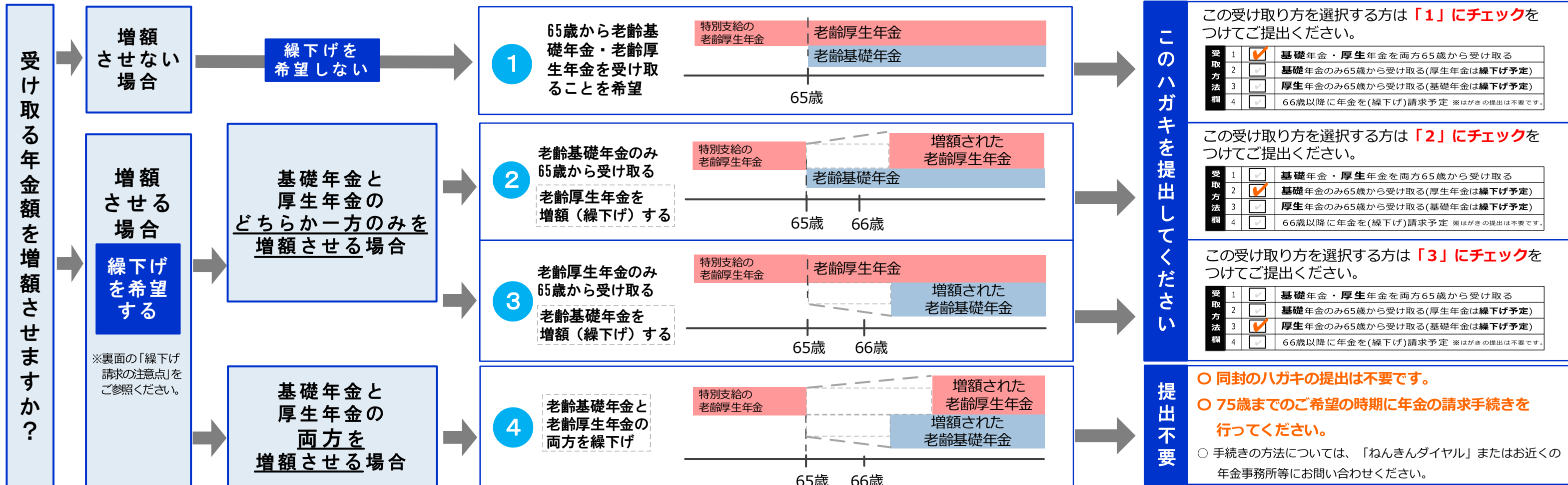
複数の受取方法にチェック☑している場合

受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

いずれの受取方法にもチェック☑していない場合

受取方法欄	1	<input type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

## 手続きのしかた



**⚠ 障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について**

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることができません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)

選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。

「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

☎ 相談チャット等でのお問い合わせ

● 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

● よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>



## 振替加算について

配偶者の老齢厚生年金等に加給年金額が加算されている場合、自身が65歳に到達したときに加給年金額が加算されなくなります。このとき、自身の老齢基礎年金の額に加算がつかず※。

これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた方が対象となります。厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除きます。

○振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）

○65歳から振替加算を受けるためには、自身の老齢年金請求時に配偶者に生計維持されている旨の申出をした場合等を除き、届書および必要な証明書類の提出が必要です。

加算のために手続きが必要な方に対しては、別途、日本年金機構から届書を送付します。

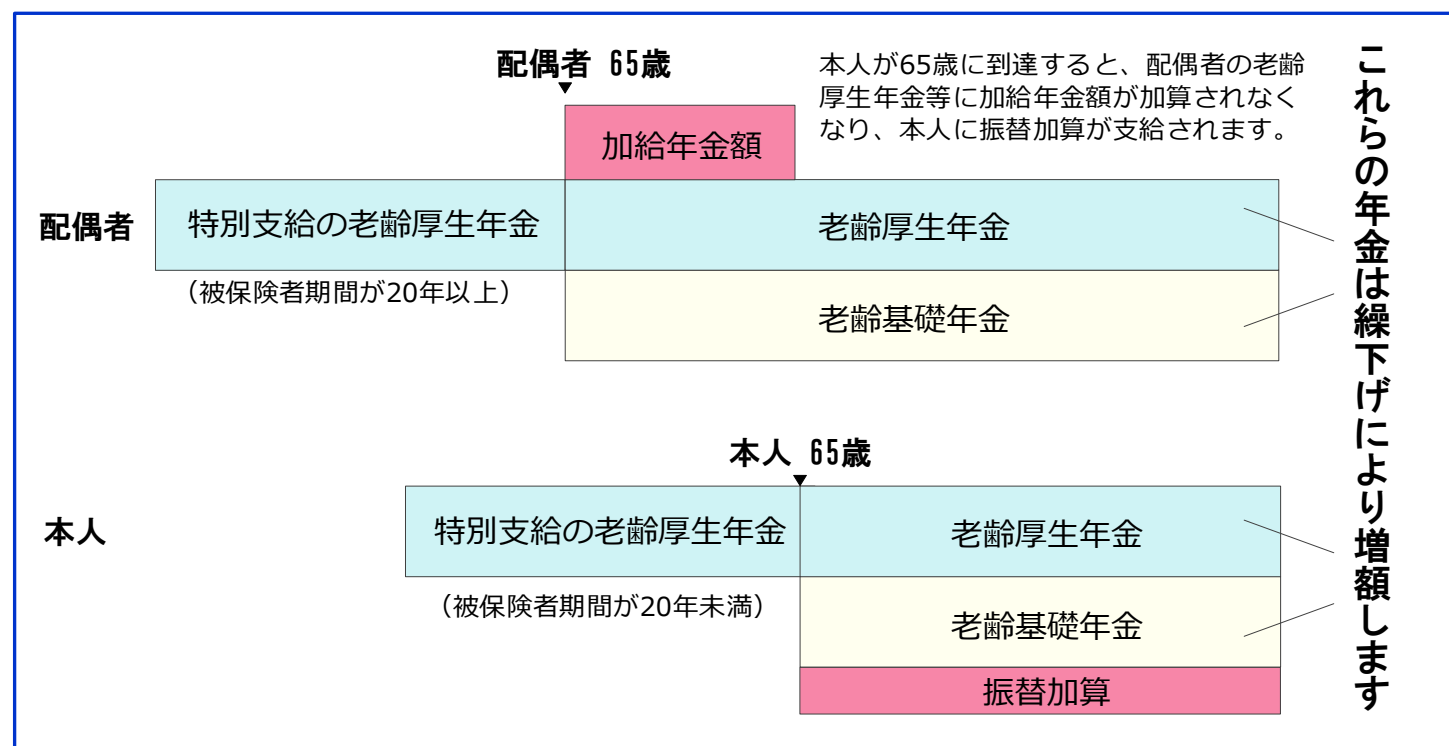
※配偶者が厚生年金または共済組合等に240月以上加入していた場合、自身の老齢年金請求時に生計維持関係がなくても、その後、配偶者の65歳時点で生計維持関係があれば、配偶者に加給年金額または自身に振替加算の支給が行われる可能性があります。該当する場合は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお問い合わせください。

### <繰下げ請求すると>

○老齢基礎年金を繰り下げると、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。

○老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

○手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。

《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666 (050から始まる電話番号からは、03-5777-2666)》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることとなります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

(通話料無料)

<受付時間> 月曜日 8:30 ~ 19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「(東京) 03-6700-1165 (ねんきんダイヤル)」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H205 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者有」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。 ②：二つ折り後巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H205）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までにを行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

**年金請求書**

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出  
加給年金額対象者内訳  
配偶者有子1人  
※1

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田 3-5-24	電話番号	03-XXXX-XXXX
受給権者・加給年金額対象者	フリガナ ネンキン タロウ 氏名 年金 太郎 生年月日 昭和-△△△△△△	配偶者	フリガナ ネンキン ハナコ 氏名 年金 花子 生年月日 昭和-△△△△△△
子	フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 年金 一郎 生年月日 平成-△△△△△△ 障害 1	子	フリガナ 氏名 生年月日 障害

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

受取方法欄	1 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	
	2 <input type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。
	3 <input type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	
	4 <input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

**あ 提出日をご記入ください。**

**い 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。**

**<住所・氏名について>**

- この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

**<生計を維持している配偶者・子について>**

- 生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金額を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)。  
②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること。
- 加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。
- 子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。
- 生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

**う ご希望の受取方法を一つ選択し、チェック☑をつけてください。**

老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の ①～④ の4種類です。よくお読みいただき、お間違いないようお願いします。

**⚠ 注意事項**

「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、届書をお返すこととなりますので、ご注意ください。

**⚠ 誤った記入例**

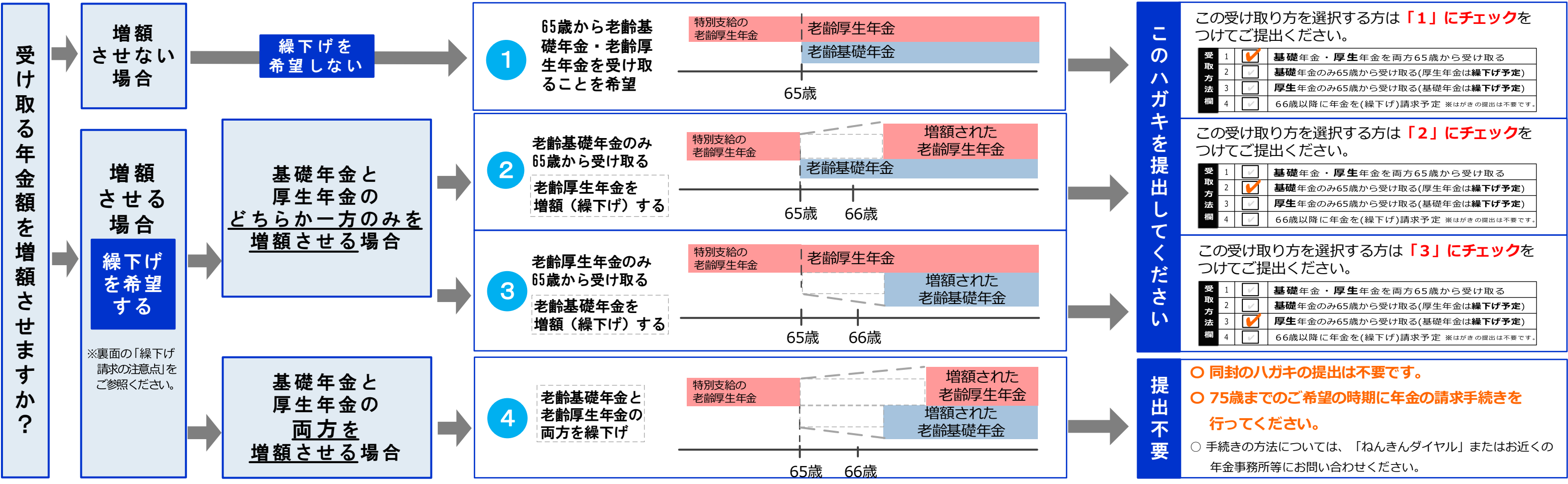
複数の受取方法にチェック☑している場合

受取方法欄	1 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4 <input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

いずれの受取方法にもチェック☑していない場合

受取方法欄	1 <input type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2 <input type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3 <input type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4 <input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

## 手続きのしかた



**⚠ 障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について**

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることはできません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)

選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。

「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

**☎ 相談チャット等でのお問い合わせ**

- 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>
- よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>



## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、加給年金額は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰下げをしても、加給年金額は増額されません。

## 振替加算について

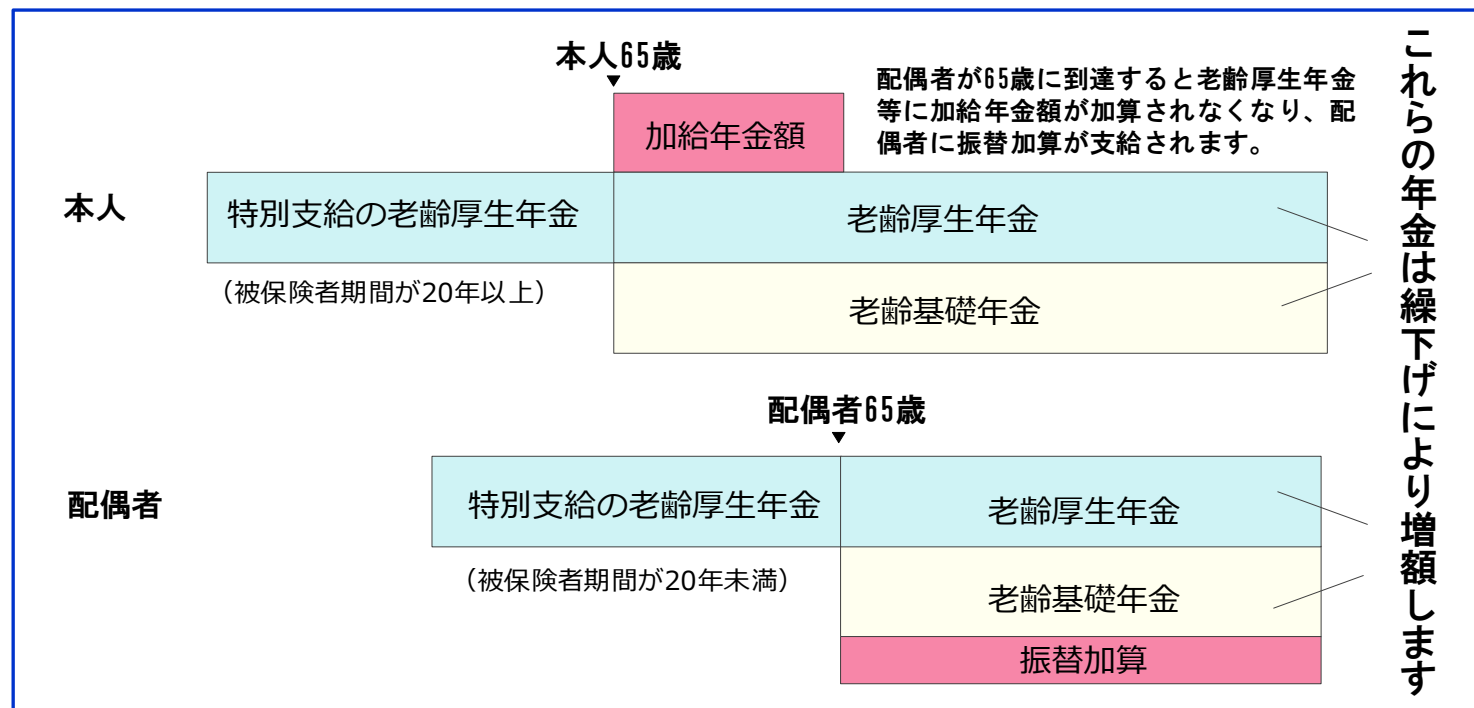
上記に該当する配偶者※(厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く)が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に加算がつかます。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）
- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。
- 老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。  
《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることとなります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

(通話料無料)

<受付時間> 月 曜 日 8:30 ~ 19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「H206 65歳諸変更年金決定用 三制度・加給金勧奨」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。 ②：二つ折り後巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H206）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号：03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

年金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

令和△△年△△月△△日 提出

加給年金額対象者内訳  
配偶者 有子 1人  
※1

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	〒111-0001 東京都千代田区千代田 3-5-24	電話番号	03-XXXX-XXXX
フリガナ	ネンキン タロウ	フリガナ	ネンキン ハナコ
氏名	年金 太郎	氏名	年金 花子
生年月日	昭和△△△△△△	生年月日	昭和△△△△△△
フリガナ	ネンキン イチロウ	フリガナ	
子 氏名	年金 一郎 ※2	子 氏名	
生年月日	平成△△△△△△	生年月日	
障害	1	障害	

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。
3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	
4	<input checked="" type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

あ 提出日をご記入ください。

い 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。

### <住所・氏名について>

この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

### <生計を維持している配偶者・子について>

- 生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金額を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)。②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること。
- 加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。
- 子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。
- 生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

う ご希望の受取方法を一つ選択し、チェック☑をつけてください。  
老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の①～④の4種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようお願いします。

### ⚠ 注意事項

「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、届書をお返すこととなりますので、ご注意ください。

### ⚠ 誤った記入例

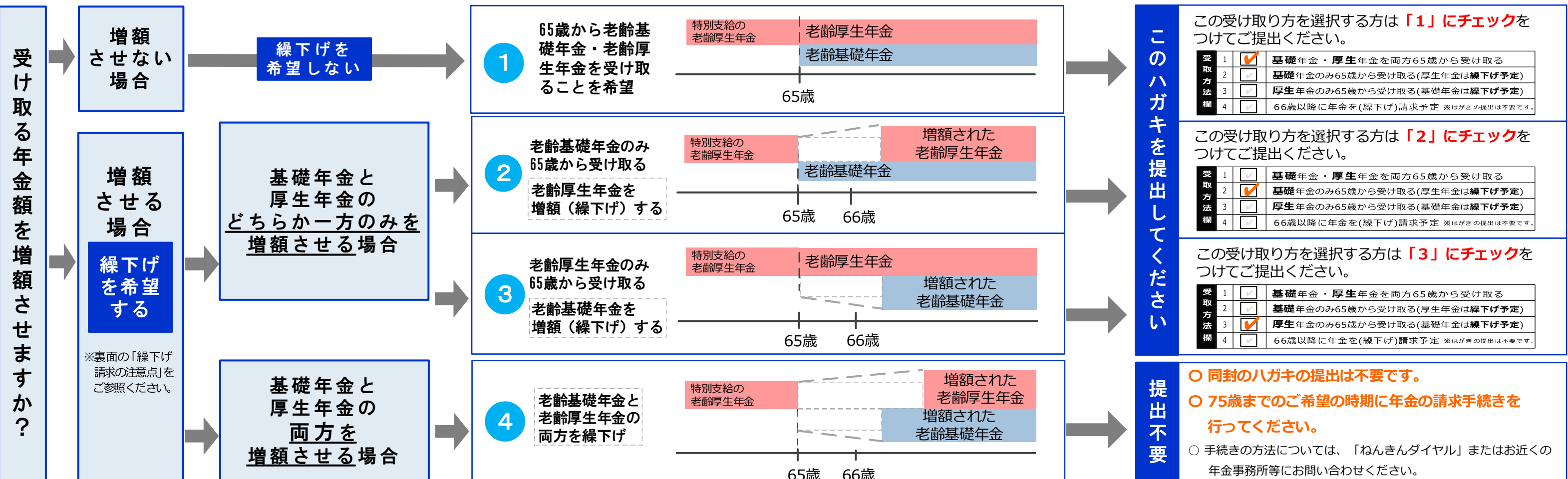
複数の受取方法にチェック☑している場合

受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input checked="" type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

いずれの受取方法にもチェック☑していない場合

受取方法欄	1	<input type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

## 手続きのしかた



⚠ 障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について  
障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることはできません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)  
選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。  
「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

☎ 相談チャット等でのお問い合わせ

- 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>
- よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げる場合、受取開始までの期間、加給年金額は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰下げをしても、加給年金額は増額されません。

## 振替加算について

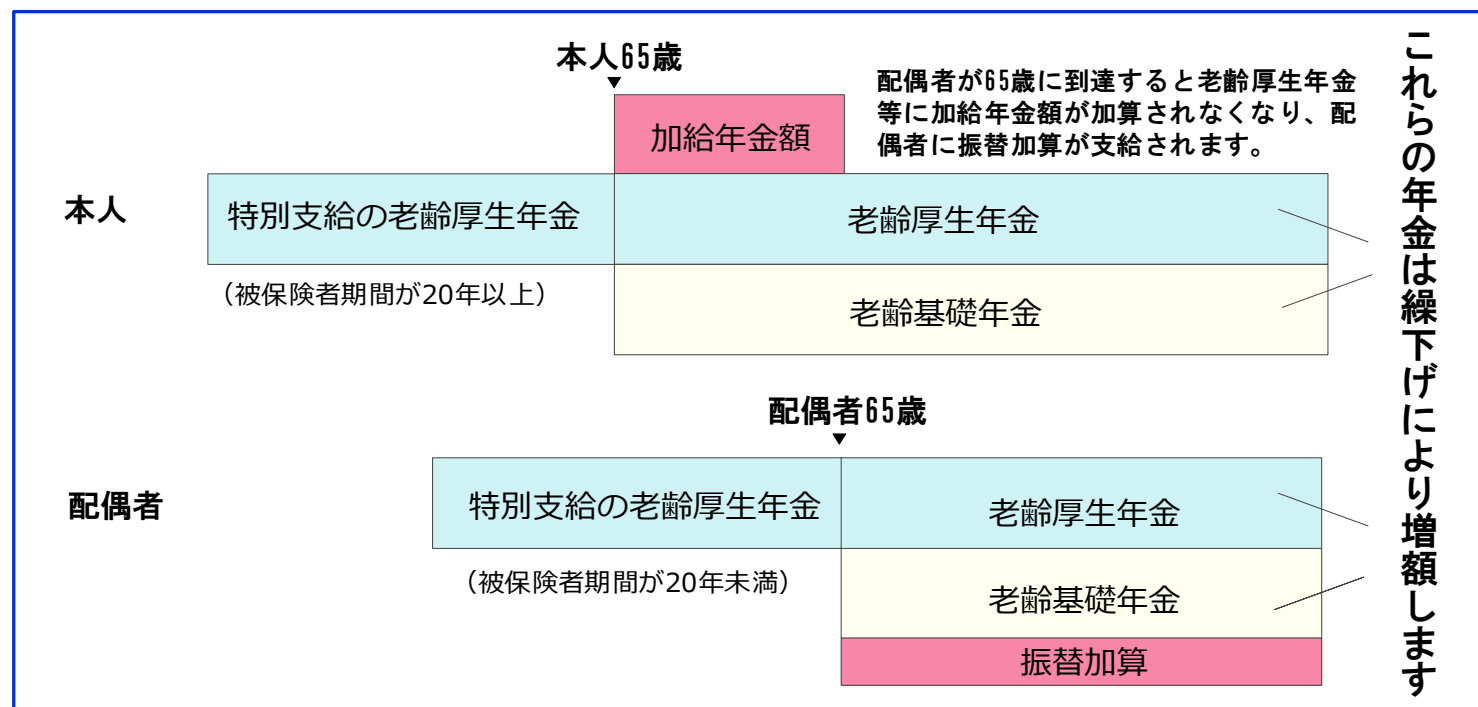
上記に該当する配偶者※(厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く)が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に加算がつきます。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。
- 老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。  
《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666 (050から始まる電話番号からは、03-5777-2666)》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取るようになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

(通話料無料)

<受付時間> 月曜日 8:30 ~ 19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火～金曜日 8:30 ~ 17:15  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「(東京) 03-6700-1165 (ねんきんダイヤル)」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「H200-2 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者無」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H200-2）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出

受給権者	住所	杉並区 高井戸西 3-5-24	電話番号	XX - XXXX - XXXX
	フリガナ	ネンキン タロウ	生年月日	昭和-△△.△△.△△
	氏名	年金 太郎		

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	・今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。 ・左記の1または2を選択した方は年金生活者支援給付金を請求することになります。
	2	<input type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	
	3	<input type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	
	4	<input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

あ 提出日をご記入ください。

い 住所、氏名、電話番号をご記入ください。

<住所・氏名について>

この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

う ご希望の受取方法を一つ選択し、チェック☑をつけてください。

老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の ①～④ の4種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようにお願いします。

**注意事項**

「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、**届書をお返すこととなりますので、ご注意ください。**

**誤った記入例**

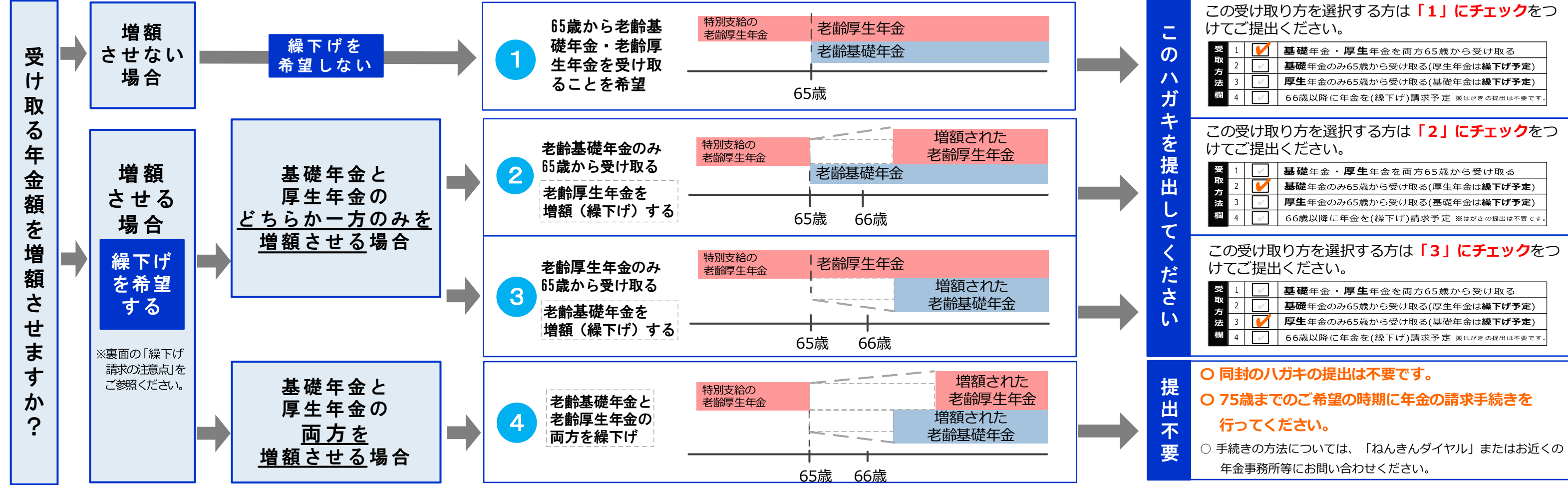
複数の受取方法にチェック☑している場合

受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

いずれの受取方法にもチェック☑していない場合

受取方法欄	1	<input type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

## 手続きのしかた



**障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について**

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることができません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)

選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。

「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

☎ 相談チャット等でのお問い合わせ

- 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>
- よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>



## 振替加算について

配偶者の老齢厚生年金等に加給年金額が加算されている場合、自身が65歳に到達したときに加給年金額が加算されなくなります。このとき、自身の老齢基礎年金の額に加算がつかず※。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた方が対象となります。厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除きます。

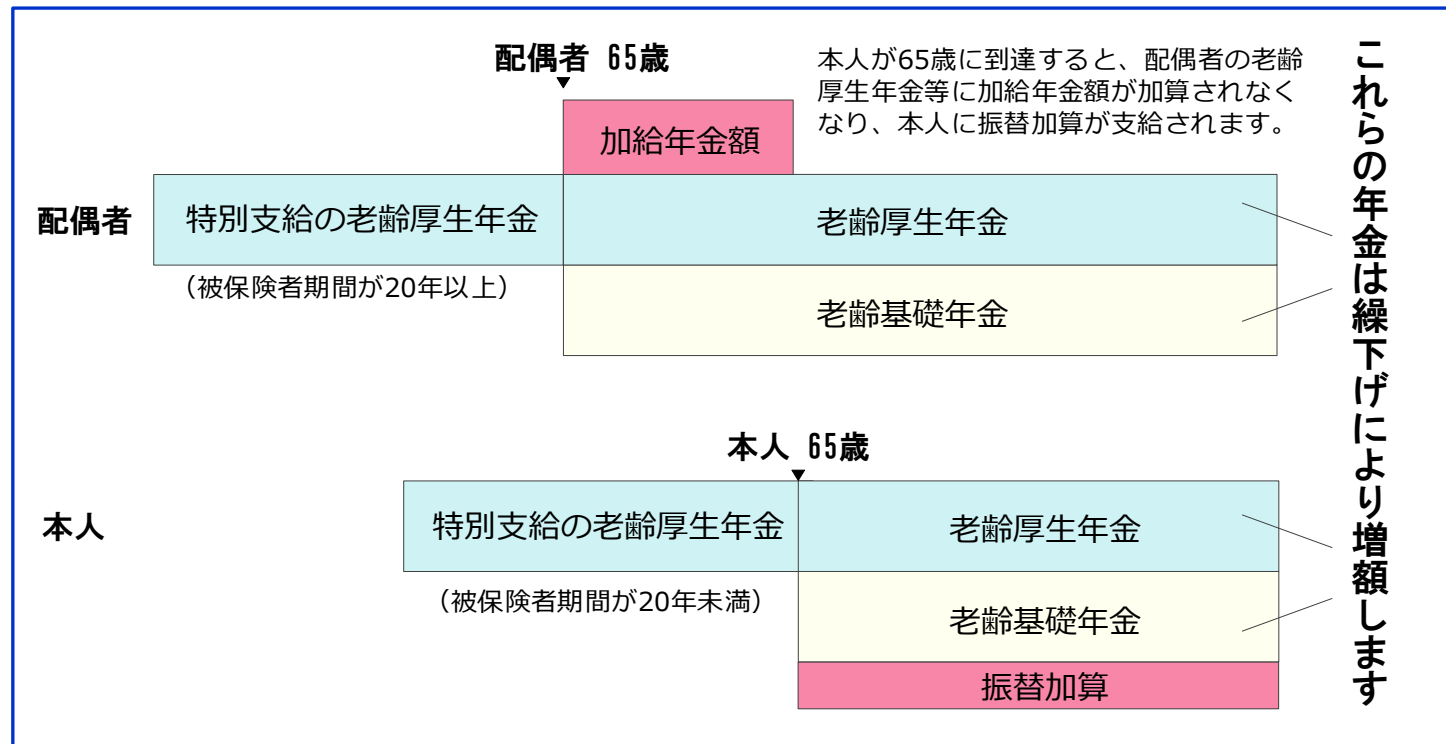
- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）
- 65歳から振替加算を受けるためには、自身の老齢年金請求時に配偶者に生計維持されている旨の申出をした場合等を除き、届書および必要な証明書類の提出が必要です。  
加算のために手続きが必要な方に対しては、別途、日本年金機構から届書を送付します。

※配偶者が厚生年金または共済組合等に240月以上加入していた場合、自身の老齢年金請求時に生計維持関係がなくても、その後、配偶者の65歳時点で生計維持関係があれば、配偶者に加給年金額または自身に振替加算の支給が行われる可能性があります。該当する場合は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお問い合わせください。

### ＜繰下げ請求すると＞

- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。
- 老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

- 厚生年金保険の被保険者の方等へ**  
65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。  
※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。
- 66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 共済組合等の加入期間がある方へ**  
共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ**  
老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。  
《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001 (通話料無料)

＜受付時間＞ 月 曜 日 8:30～19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火～金 曜 日 8:30～17:15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9:30～16:00

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「H205-2 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者有」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H205-2）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

**年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書**

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

令和△△年△△月△△日 提出  
加給年金対象者内訳  
配偶者 有 子 1人  
※1

下記の年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	〒111-0001 東京都千代田区千代田 3-5-24	電話番号	03-XXXX-XXXX
フリガナ	ネンキン タロウ	フリガナ	ネンキン ハナコ
氏名	年金 太郎	配偶者 氏名	年金 花子
生年月日	昭和-△△.△△.△△	配偶者 生年月日	昭和-△△.△△.△△
フリガナ	ネンキン イチロウ	フリガナ	
子 氏名	年金 一郎 ※2	子 氏名	
生年月日	平成-△△.△△.△△	子 生年月日	
障害	1	障害	

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	・今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。
2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	
3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	・左記の1または2を選択した方は年金生活者支援給付金を請求することになります。
4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

**あ** 提出日をご記入ください。

**い** 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。

**<住所・氏名について>**

この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

**<生計を維持している配偶者・子について>**

生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金額を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)。  
②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が65万5千円未満であること。

加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。

子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。

生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

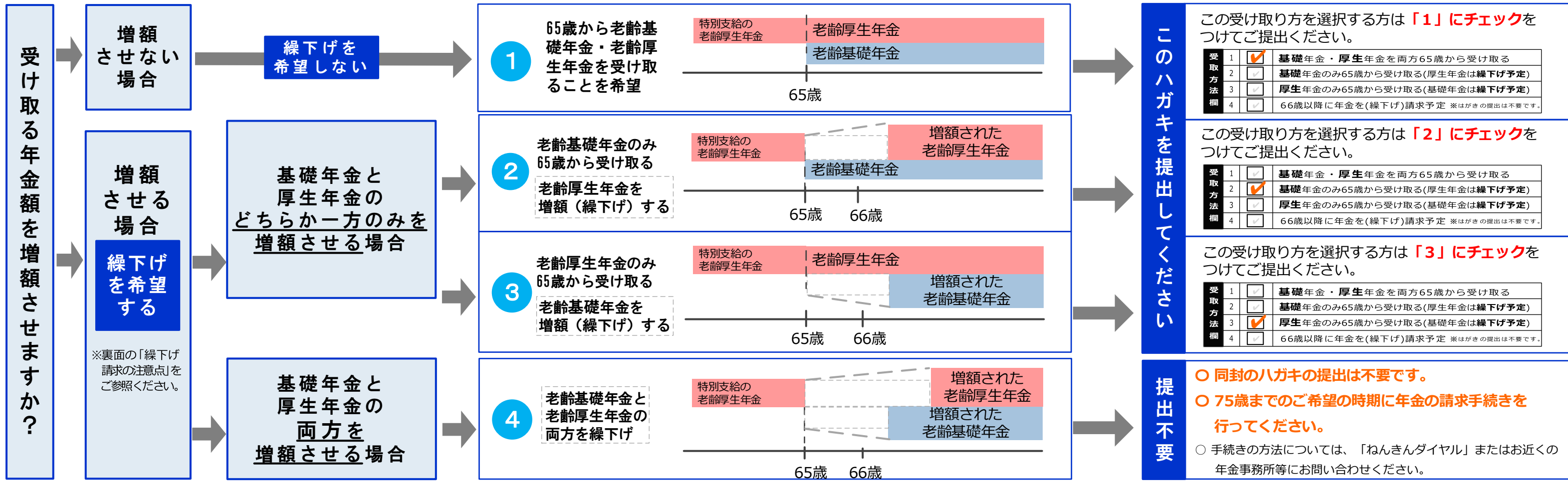
**う** ご希望の受取方法の一つを選択し、チェック☑をつけてください。  
老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の①～④の4種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようにお願いします。

### 誤った記入例

複数の受取方法にチェックしている場合		いずれの受取方法にもチェックしていない場合	
受取方法欄	1 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	受取方法欄	1 <input type="checkbox"/> 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2 <input type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)		2 <input type="checkbox"/> 基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)		3 <input type="checkbox"/> 厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4 <input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。		4 <input type="checkbox"/> 66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

**注意事項**  
「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、届書をお返しすることになりますので、ご注意ください。

## 手続きのしかた



**障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について**  
障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることができません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)  
選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。  
「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

**相談チャット等でのお問い合わせ**

- 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>
- よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、加給年金額は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰下げをしても、加給年金額は増額されません。

## 振替加算について

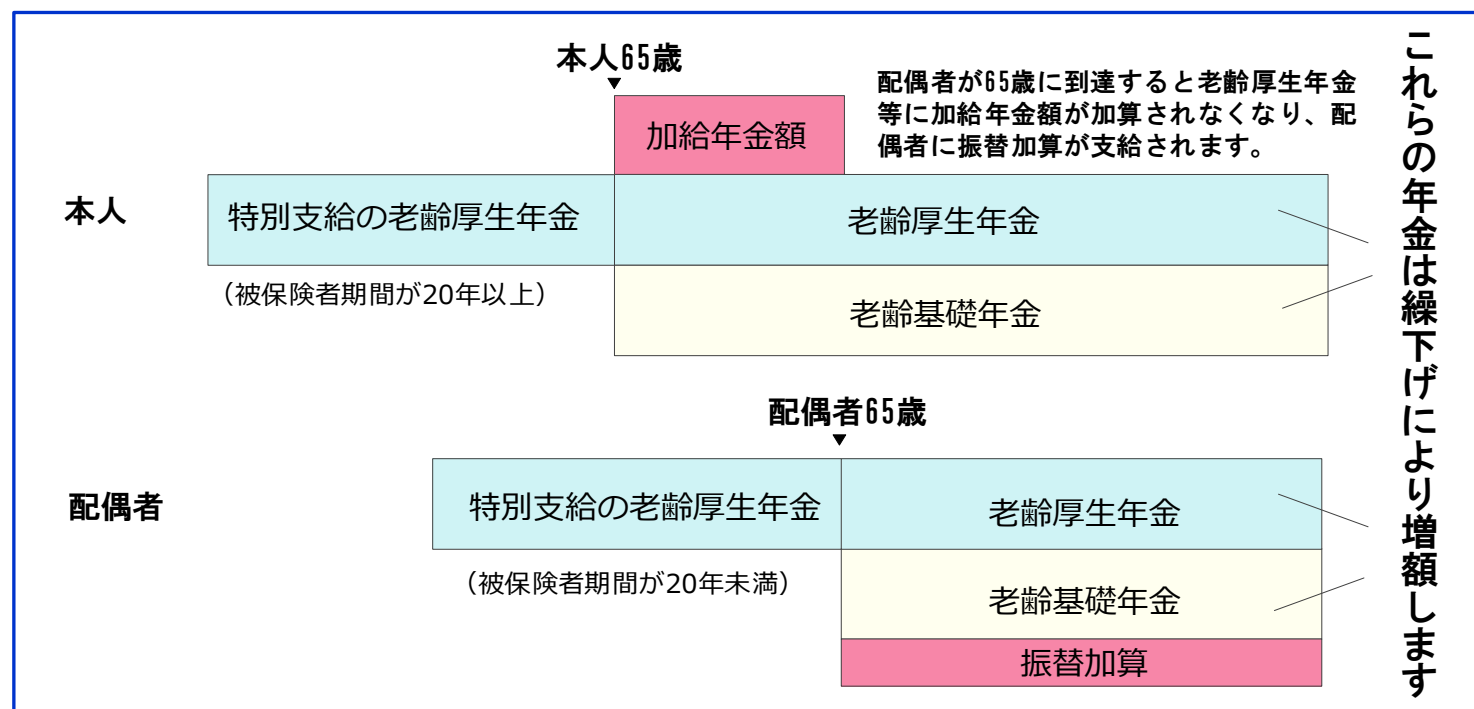
上記に該当する配偶者※（厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く）が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に加算がつかます。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）
- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。
- 老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

- 厚生年金保険の被保険者の方等へ**  
65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。  
※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。
- 66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 共済組合等の加入期間がある方へ**  
共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ**  
老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。  
《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

（通話料無料）

＜受付時間＞ 月 曜 日 8：30～19：00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。  
火～金 曜 日 8：30～17：15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9：30～16：00

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「H206-2 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加給金勧奨」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H206-2）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」の記入のしかた (あ～うの順でご記入ください)

年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

令和△△年△△月△△日 提出  
加給年金額対象者内訳  
配偶者 有子 1人 ※1

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田 3-5-24	電話番号	03-XXXX-XXXX
フリガナ	ネンキン タロウ	フリガナ	ネンキン ハナコ
氏名	年金 太郎	氏名	年金 花子
生年月日	昭和-△△.△△.△△	生年月日	昭和-△△.△△.△△
フリガナ	ネンキン イチロウ	フリガナ	
子 氏名	年金 一郎 ※2	子 氏名	
生年月日	平成-△△.△△.△△	生年月日	
障害	1	障害	

希望する年金の受取方法について下枠内のいずれか一つをチェックしてください。

1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る	・今回受け取らなかった年金は75歳までに別途、請求手続きが必要です。
2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)	・左記の1または2を選択した方は年金生活者支援給付金を請求することになります。
3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)	
4	<input checked="" type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。	

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

**あ** 提出日をご記入ください。

**い** 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。

<住所・氏名について>

この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

<生計を維持している配偶者・子について>

生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金額を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)。  
②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が65万5千円未満であること。

加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。

子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。

生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

**う** ご希望の受取方法を一つ選択し、チェック☑をつけてください。  
老齢基礎年金および老齢厚生年金は、65歳から受け取るか、66歳以降に繰り下げて増額した年金を受け取るか、それぞれ選択することができます。手続きの方法は下の ①～④ の4種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようお願いします。

**誤った記入例**

複数の受取方法にチェック回している場合

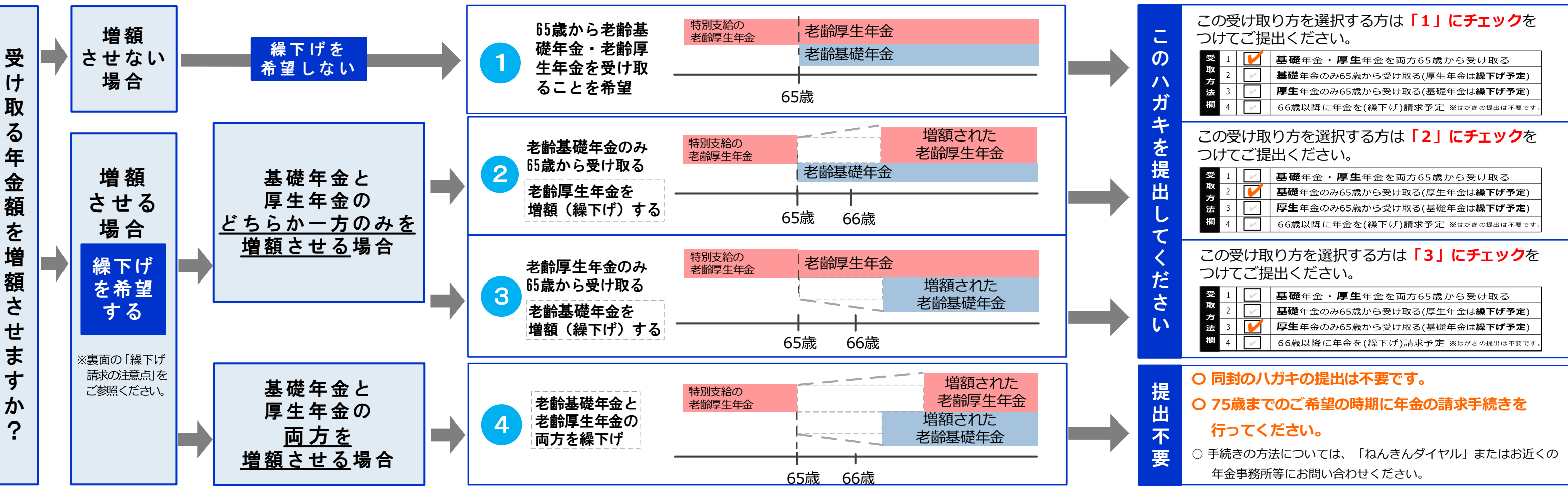
受取方法欄	1	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input checked="" type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input checked="" type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

いずれの受取方法にもチェック回していない場合

受取方法欄	1	<input type="checkbox"/>	基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2	<input type="checkbox"/>	基礎年金のみ65歳から受け取る(厚生年金は繰下げ予定)
	3	<input type="checkbox"/>	厚生年金のみ65歳から受け取る(基礎年金は繰下げ予定)
	4	<input type="checkbox"/>	66歳以降に年金を(繰下げ)請求予定 ※はがきの提出は不要です。

**注意事項**  
「受取方法欄」に複数チェック☑したり、いずれの受取方法にもチェック☑しなかった場合、年金の受取方法の確認のため、届書をお返すこととなりますので、ご注意ください。

## 手続きのしかた



**障害年金や遺族年金を受け取ることができる場合について**  
障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合は、老齢年金を繰り下げて受け取ることができません。(裏面の「繰下げ請求の注意点」参照)  
選択できない受取方法については、「\*」を表示しておりますので、「\*」が表示されていない受取方法の中から選択してください。  
「\*」が表示されている場合でも、65歳の誕生日の前日までに障害年金や遺族年金を受け取る権利を失ったときは、繰下げ請求ができます。

☎ 相談チャット等でのお問い合わせ  
● 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

● よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合は、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、加給年金額は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰下げをしても、加給年金額は増額されません。

## 振替加算について

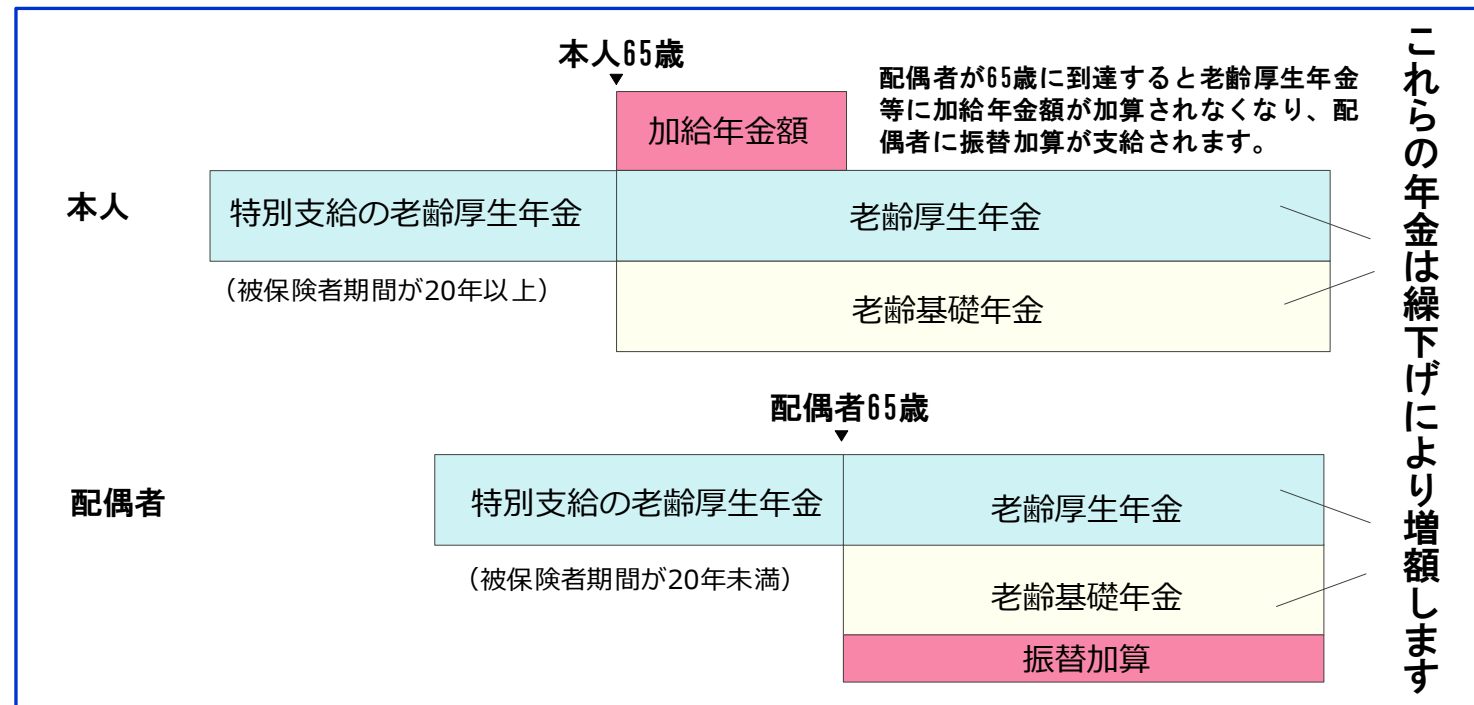
上記に該当する配偶者※(厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く)が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に加算がつかます。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）
- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、振替加算は支給されません。
- 老齢基礎年金の繰下げをしても、振替加算額は増額されません。

### 【加給年金額と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。

《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

(通話料無料)

<受付時間> 月曜日 8:30 ~ 19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:15  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「大切なお知らせ【受給開始を繰り下げる年金は増額できます】」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表3色（墨、青、黄）、裏2色（墨、青）
サイズ	見開き寸法：A4判（縦297mm×横210mm）
製本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題を左上に見て、右辺に山が来るように折ること。 ②：巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題を左上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

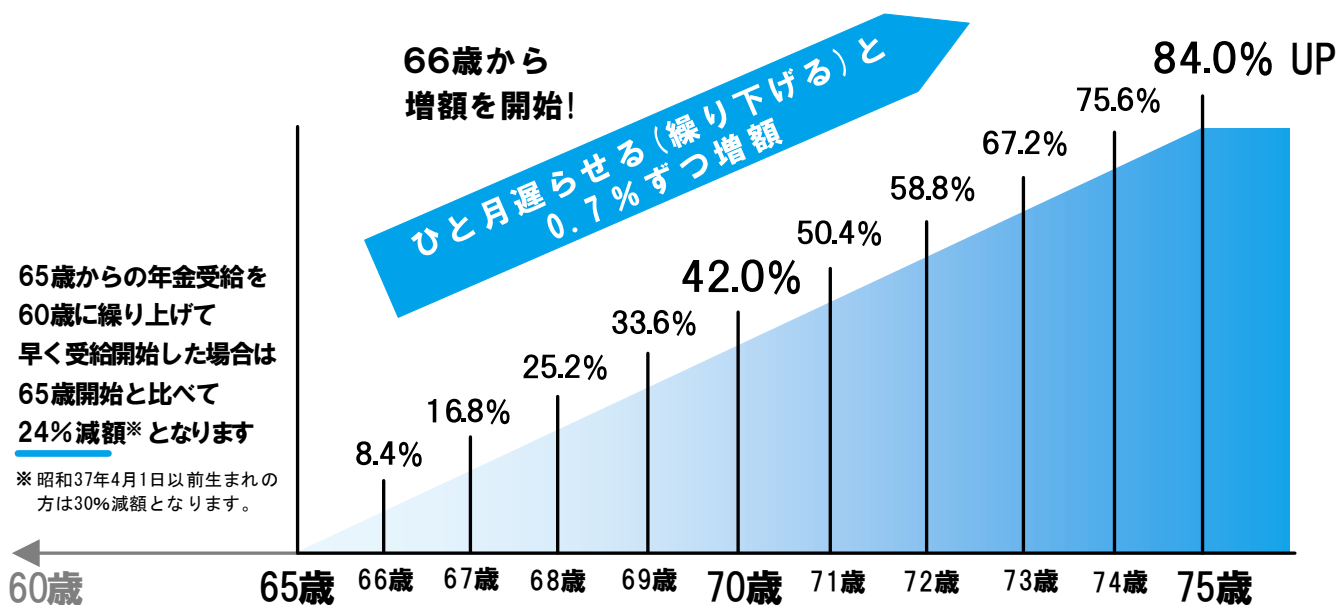
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（大切なお知らせ）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

大切な  
お知らせ

65歳からの年金は、  
受給開始を繰り下げると  
増額できます。

70歳では42%UP

年金の受給開始時期は60歳から75歳まで  
自由に選択できますが、受給開始を遅らせる  
ほど、受けとれる年金額は増えていきます。



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます  
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の方の平均余命

男性 19.47年(84.47歳)

女性 24.38年(89.38歳)

ご自身の生活設計に合わせて選択できます

65歳を過ぎても別に収入がある方は

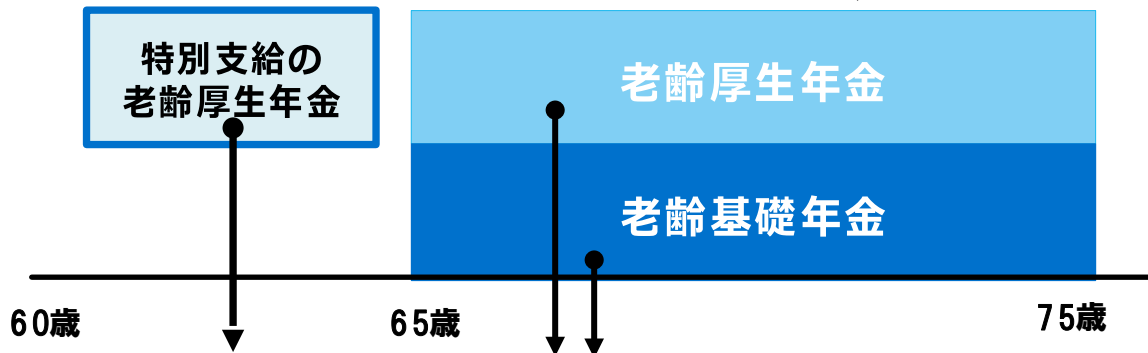
受給開始を遅らせるという選択も可能です

# 年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある下記の方の特例

男性は昭和36年4月1日以前生まれ  
女性は昭和41年4月1日以前生まれ

保険料納付済期間と  
保険料免除期間の合計が  
10年以上ある方が  
受けとれます。



繰下げ制度はありませんので、  
ご請求をお願いします。

繰上げ・繰下げ制度があります。

60歳から75歳まで受給開始時期を選択できます。

繰下げは、基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることができます。

## ご注意いただきたいこと

**老齢厚生年金を繰り下げる場合、繰下げ待機期間中は「加給年金」は支給されません。**

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

**老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ待機期間中は「振替加算」は支給されません。**

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

**老齢厚生年金を繰り下げる場合であって、65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額に相当する部分は繰下げ増額分の計算に含まれません。**

**遺族年金などを受け取る権利を有した場合、権利発生以降は繰り下げることができません。**

※原則として、66歳に到達した日以前に遺族年金や障害年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ受給はできません。（65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。）

66歳に到達した日以後に遺族年金や障害年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、その時点以降は引き続き繰り下げて年金を増額することはできません。

ただし「障害基礎年金のみ」を受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給ができます。

**老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ待機期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。**

このほか、繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

検索

スマートフォンからの登録はこちらへ ⇒  
[https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp\\_neko/Z06\\_SP/W\\_Z0602\\_SPSCR.do](https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do)

【二次元コード】



仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内（65はがき用）」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A4判（縦297mm×横210mm）
製 本	折加工：クロス折り （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題先頭を上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（支援給付金 65 はがき）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和8年4月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 同封の「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」を提出することで、老齢年金とあわせて年金生活者支援給付金を請求できます。
- 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、裏面をご覧ください。

## 年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 審査の結果、裏面の支給要件に該当した場合は、日本年金機構から支給決定通知書を送付します。（支給要件に該当しなかった場合は、不該当通知書を送付します。）
- ② 支給決定通知書が届いた方には、初回お支払い月の上旬に日本年金機構から振込通知書を送付します。
- ③ 年金生活者支援給付金を年金と同じ口座にお支払いします。  
※ 原則、偶数月の15日にその前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。  
例えば、4月には2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。  
なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日となります。

## 老齢基礎年金の繰下げ請求を希望する方へ

- 老齢基礎年金を受け取るまでの間は、年金生活者支援給付金の請求はできません。
- 老齢基礎年金を繰下げたことにより年金額が増額した場合、裏面の支給要件を満たさなくなる場合があります。

## 年金生活者支援給付金相談チャットなどでのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続きなどについて、「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



## 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

### ○ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
  - ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
  - ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※  
昭和31年4月2日以後生まれの方
    - ・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
    - ・補足的な老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下
- ※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

### ○ 給付額

・老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,620円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,768円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,768円

（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,884円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・補足的な老齢年金生活者支援給付金

5,620円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（909,000円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

## 留意事項

・市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

・支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

・次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

① 日本国内に住所がないとき

② 年金が全額支給停止のとき

③ 刑事施設等に拘禁されているとき

なお、上記の①または③に該当した場合は、届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルにご相談ください。

## 年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



### 0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合（東京）[03-5539-2216](tel:03-5539-2216)

#### 受付時間

月曜日※1 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日※2 9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

<おかけ間違いにご注意ください>

○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H500 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加対者無」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H500）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～い の順でご記入ください)

年金請求書 (老齢厚生年金)

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出

住所	杉並区高井戸西 3-5-24	電話番号	XX - XXXXX - XXXX
フリガナ	ネンキン タロウ	生年月日	昭和-△△.△△.△△
氏名	年金 太郎		

必要事項をご記入のうえ、切手を貼ってご投函ください。

**あ 提出日をご記入ください。**

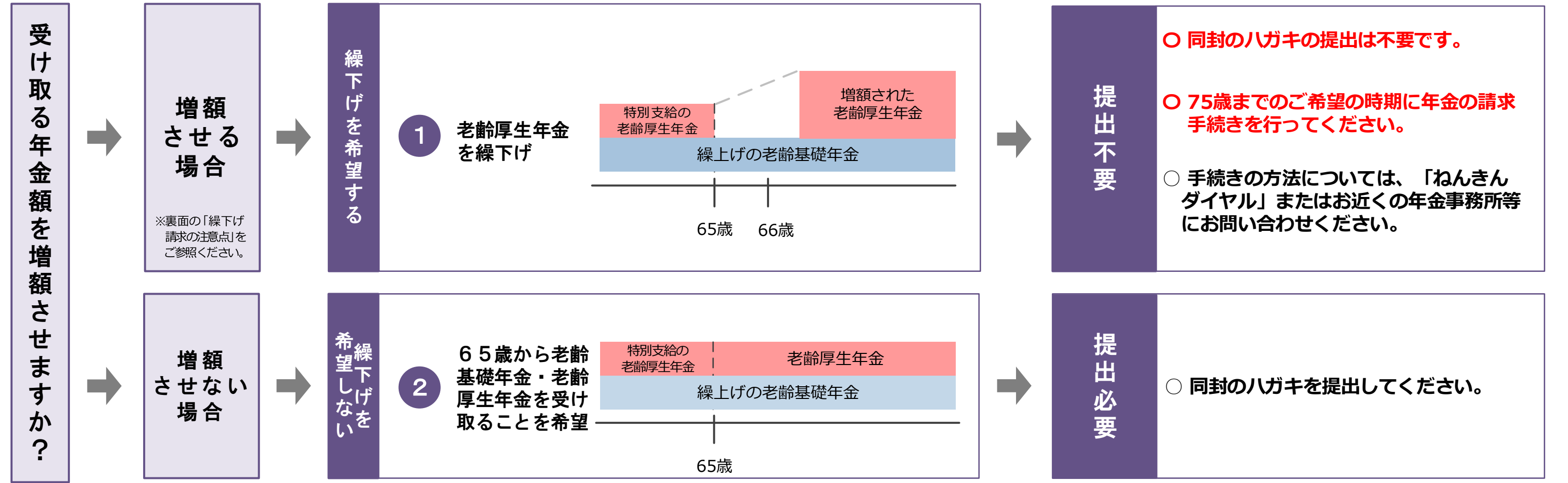
**い 住所、氏名、電話番号をご記入ください。**

<住所・氏名について>

- この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

## 手続きのしかた

手続きの方法は下の ① ~ ② の2種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようにお願いします。



☎ **相談チャット等でのお問い合わせ**

- 24時間いつでも自動ですばやくお答えする「相談チャット」をご利用ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>
- よくあるお問い合わせを日本年金機構ホームページの「年金Q&A」に掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

## 振替加算について

配偶者の老齢厚生年金等に加給年金額が加算されている場合、自身が65歳に到達したときに加給年金額が加算されなくなります。このとき、自身の老齢基礎年金の額に加算がつかます※。

これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた方のみが対象となります。厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除きます。

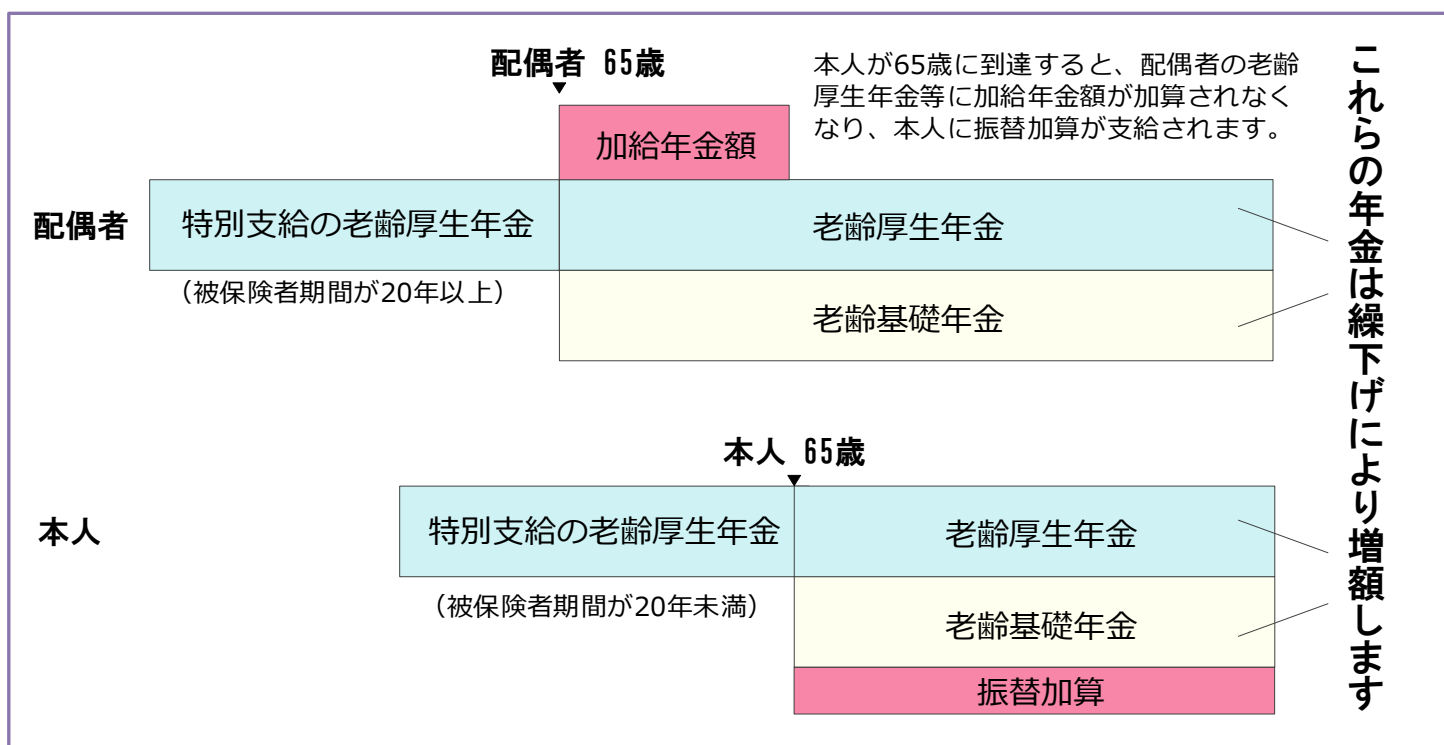
○振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）

○65歳から振替加算を受けるためには、自身の老齢年金請求時に配偶者に生計維持されている旨の申出をした場合等を除き、届書および必要な証明書類の提出が必要です。

加算のために手続きが必要な方に対しては、別途、日本年金機構から届書を送付します。

※配偶者が厚生年金または共済組合等に240月以上加入していた場合、自身の老齢年金請求時に生計維持関係がなくても、その後、配偶者の65歳時点で生計維持関係があれば、配偶者に加給年金額または自身に振替加算の支給が行われる可能性があります。該当する場合は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお問い合わせください。

## 【加給年金と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

○手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。

《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

（通話料無料）

<受付時間> 月曜日 8:30～19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火～金曜日 8:30～17:15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9:30～16:00

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H505 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加対者有」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H505）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体で提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までにを行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～い の順でご記入ください)

年金請求書 (老齢厚生年金)

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出  
加給年金額対象者内訳  
配偶者 有 子 1人  
※1

い 下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	〒 杉並区 高井戸西 3-5-24	電話番号	XX - XXXX - XXXX
受給権者・加給年金額対象者	フリガナ	フリガナ	
	ネンキン タロウ	ネンキン ハナコ	
	氏名	氏名	
	年金 太郎	年金 花子	
	生年月日	生年月日	
	昭和-△△.△△.△△	昭和-△△.△△.△△	
	フリガナ	フリガナ	
	ネンキン イチロウ		
	氏名	氏名	
	年金 一郎		
	生年月日	生年月日	
	平成-△△.△△.△△		
	障害	障害	
	1		

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

必要事項をご記入のうえ、切手を貼ってご投函ください。

あ 提出日をご記入ください。

い 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。

### <住所・氏名について>

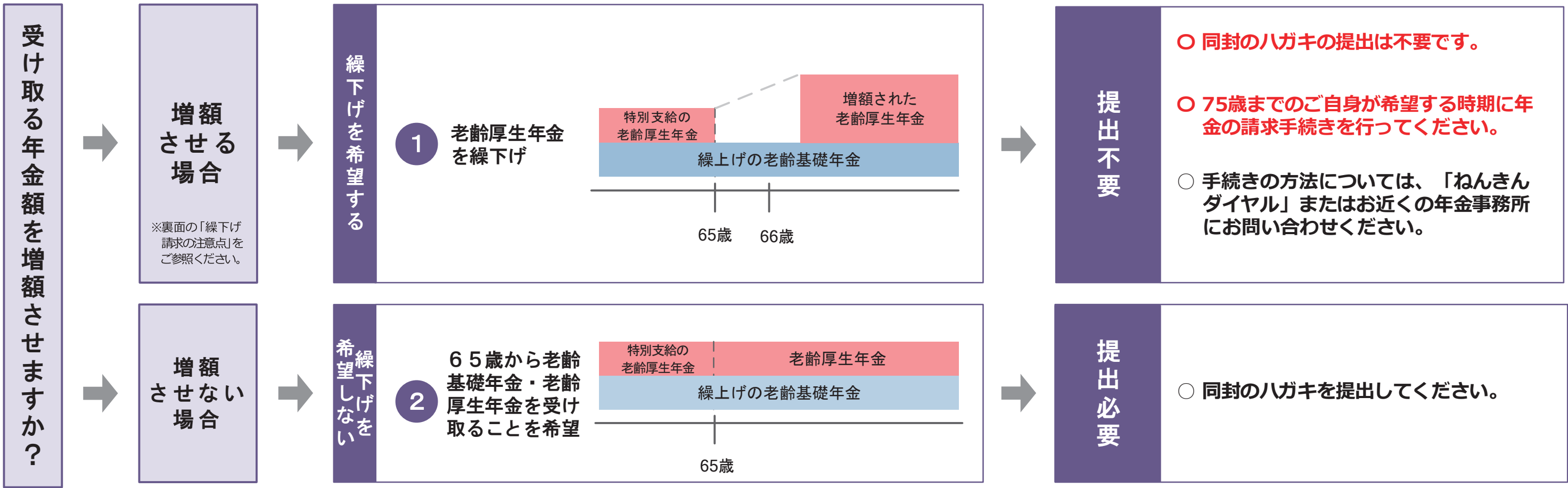
- この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」または お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### <生計を維持している配偶者・子について>

- 生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)  
②加給年金額対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること
- 加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。
- 子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。
- 生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 手続きのしかた

手続きの方法は下の ① ~ ② の2種類です。よくお読みいただきお間違いのないようにお願いします。



## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は加給年金は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げる場合、受取開始までの期間は加給年金は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰下げをしても、加給年金額は増額されません。

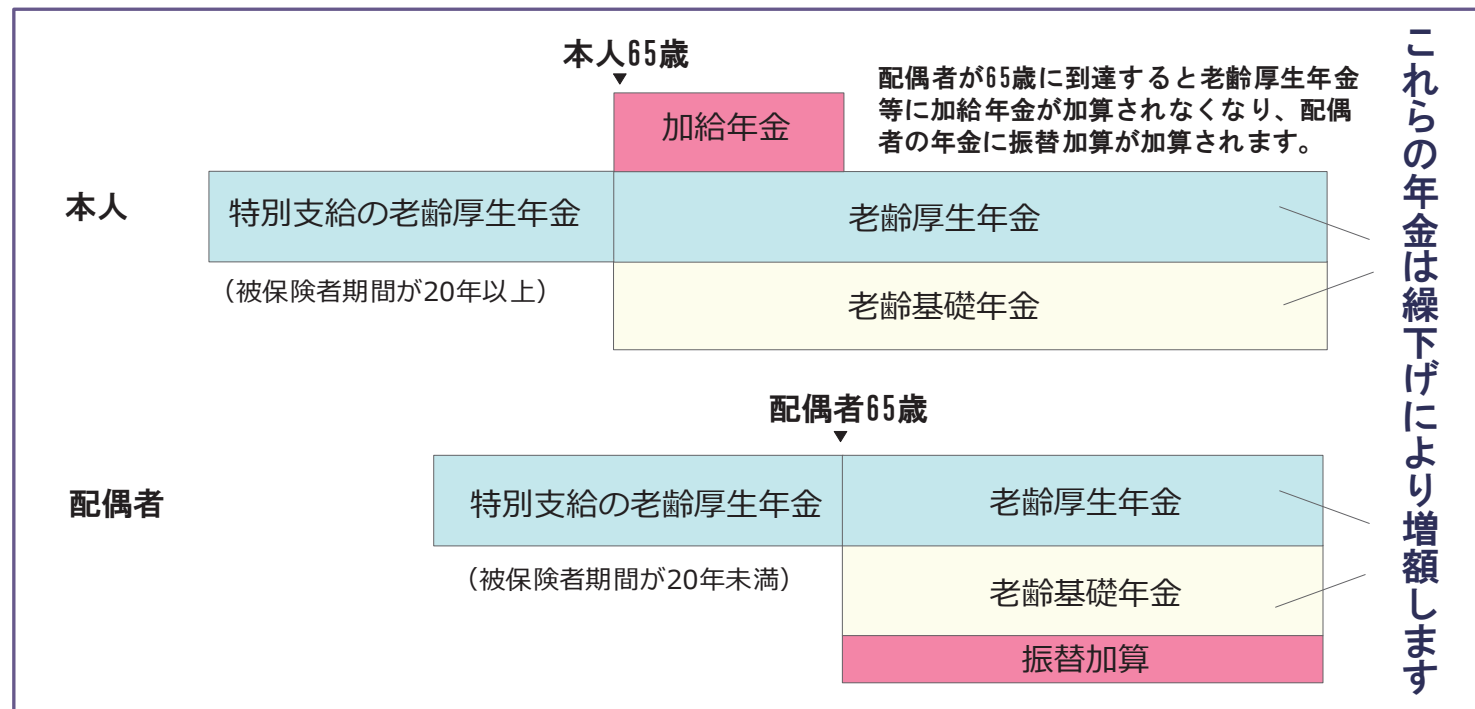
## 振替加算額の加算について

上記に該当する配偶者※（厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く）が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算されます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算の額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

○手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

- 厚生年金保険の被保険者の方等へ**  
65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。  
※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。
- 66歳前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 66歳以降に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合**  
66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰り下げて年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。
- 共済組合等の加入期間がある方へ**  
共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ**  
老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。  
《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（IP電話からは 03-5777-2666）》

## ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出したものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることとなります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険の自己負担や保険料・税金等に影響のある場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001 (通話料無料)

<受付時間> 月 曜 日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
火 ~ 金 曜 日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15 ※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。  
第 2 土 曜 日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「(東京)03-6700-1165(ねんきんダイヤル)」をご利用ください。  
この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後(5日間程度)は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届け出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H506 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加給金勧奨」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H506）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 「年金請求書」の記入のしかた (あ～いの順でご記入ください)

年金請求書 (老齢厚生年金)

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

あ 令和△△年△△月△△日提出  
加給年金額対象者内訳  
配偶者 有 子 1 人  
※1

下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。

住所	杉並区 高井戸西 3-5-24	電話番号	XX - XXXX - XXXX
受給権者・加給年金額対象者	フリガナ ネンキン タロウ	フリガナ ネンキン ハナコ	
氏名	年金 太郎	氏名	年金 花子
生年月日	昭和-△△.△△.△△	生年月日	昭和-△△.△△.△△
子	フリガナ ネンキン イチロウ	フリガナ	
氏名	年金 一郎	氏名	
生年月日	平成-△△.△△.△△	生年月日	
	障害 1	障害	

※2

必要事項をご記入のうえ、切手を貼ってご投函ください。

あ 提出日をご記入ください。

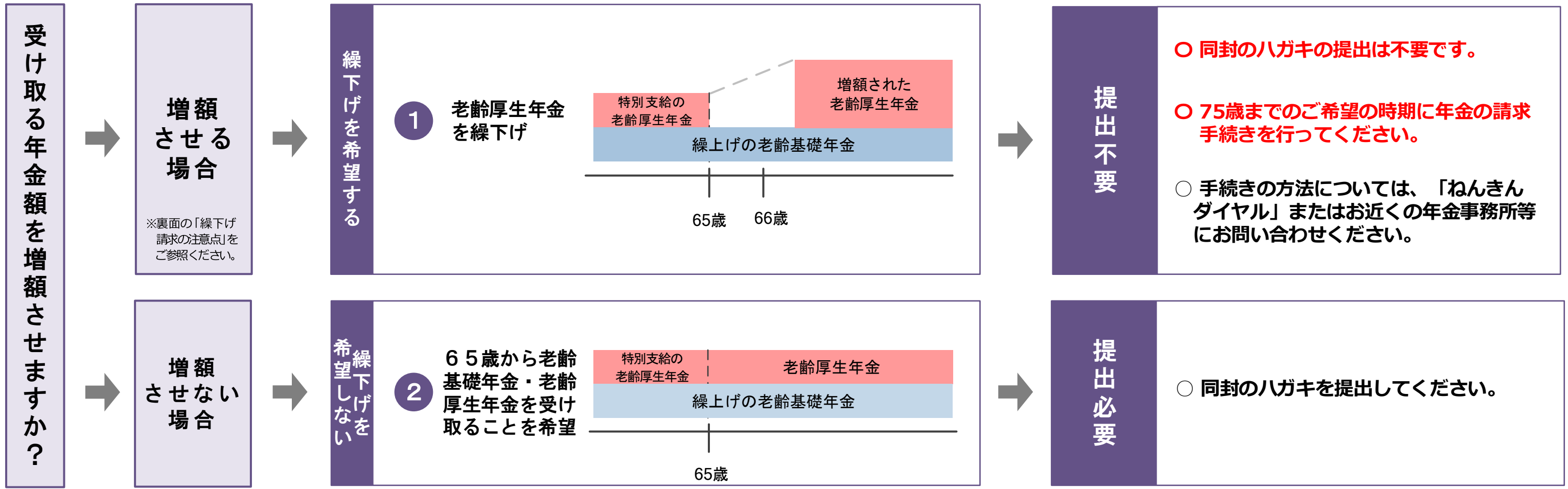
い 住所、氏名、電話番号および生計を維持している配偶者・子の氏名をご記入ください。

- <住所・氏名について>
- この「年金請求書」ハガキでは、住所・氏名の変更は行えません。同封のハガキに記載されている住所・氏名について、変更がある場合は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。
- <生計を維持している配偶者・子について>
- 生計維持している配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。加給年金額を加算するために必要です。(裏面参照)  
※生計維持の要件 ①生計を同じくしていること(同居していること、生活費を共にしていること、健康保険の扶養家族であること等)。②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること。
  - 加給年金額の対象となる子は「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。
  - 子の人数が3人以上の場合は、3人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を便せんなどにご記入いただき、あわせてご提出ください。
  - 生計維持関係がない加給年金額対象者の欄は斜線で抹消してください。年金の決定時に生計維持関係があった配偶者や子について、離婚や死亡などにより、生計維持関係がなくなった場合は、別途届出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※1: 「有」は年金の決定時に生計維持関係があった配偶者がいることを表しています。また、年金の決定時に生計維持関係があった子がいるときは、その人数を表しています。  
※2: 「1」は障害の状態にあることを表しています。

## 手続きのしかた

手続きの方法は下の ① ~ ② の2種類です。よくお読みいただき、お間違いのないようにお願いします。



## 加給年金額の加算について

加給年金額は65歳未満の配偶者または子※がいるときに老齢厚生年金等に加算されます。

※子とは18歳到達年度の末日が到来していない、または障害の状態（障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態）にある20歳未満の子をいいます。

以下の点にご注意ください。

- 配偶者または子の前年の収入が、年額850万円（所得655.5万円）以上の場合、生計維持関係が認められないため、加算されません。
- 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢（退職）年金の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。  
※障害年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は停止されません。
- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間、加給年金額は支給されません。
- 老齢厚生年金の繰り下げをしても、加給年金額は増額されません。

## 振替加算について

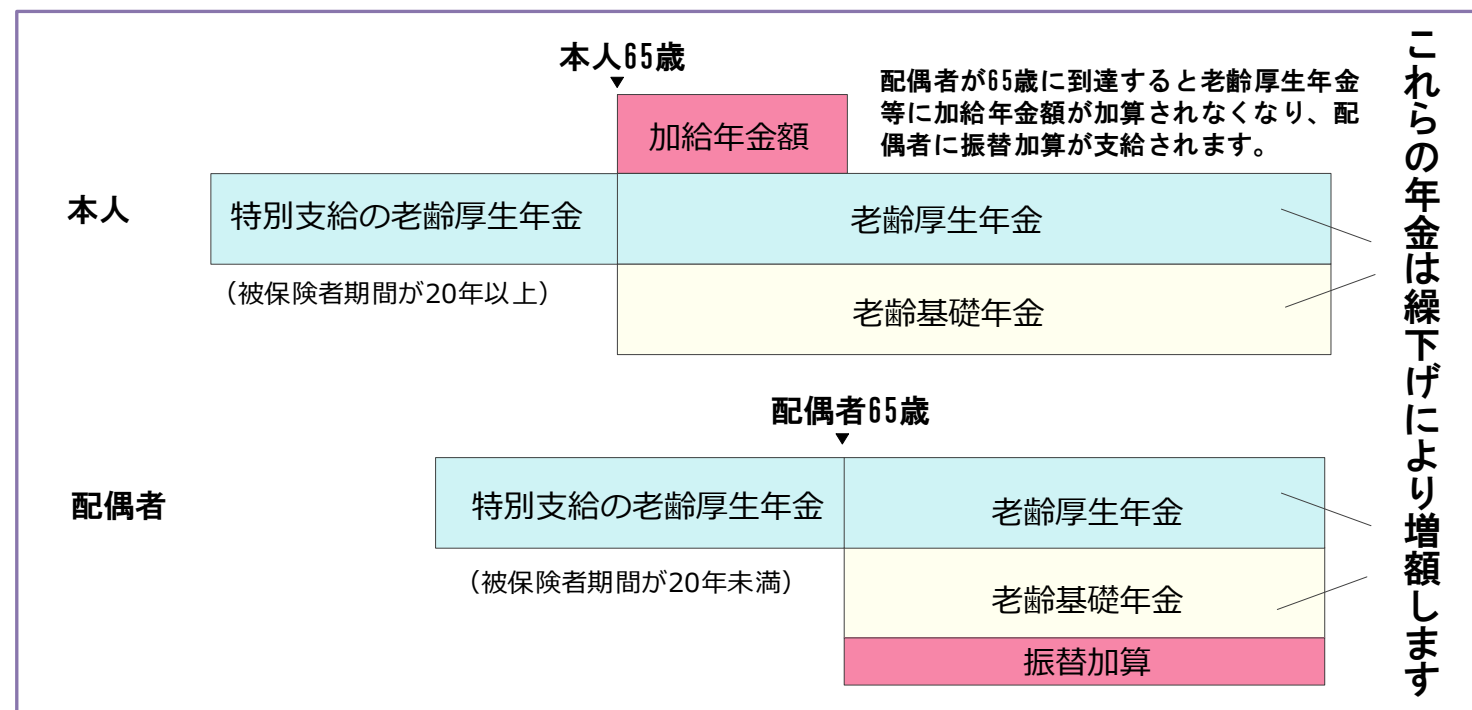
上記に該当する配偶者※(厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の方等を除く)が65歳に到達した場合、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されなくなる代わりに配偶者の老齢基礎年金に加算が付きまします。これを「振替加算」といいます。

※昭和41年4月1日以前に生まれた配偶者のみが対象となります。

以下の点にご注意ください。

- 振替加算額は、老齢基礎年金を受けられる方の生年月日によって異なります。（加給年金額と同額ではありません。）

### 【加給年金と振替加算の一般的なイメージ図】



## 2つ以上の年金を受け取れる方へ

すでに障害年金や遺族年金を受けている方は、老齢年金の請求にあわせて、どの年金を受け取るか選択していただくための手続きが必要です。現在受給している年金より多く受け取ることができる場合がありますので、年金事務所等へご相談のうえ、「年金受給選択申出書」をご提出ください。

- 手続きの詳細は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所等へお気軽にお問い合わせください。

## 繰下げ請求の注意点

年金を繰り下げて年金額を増やすことを検討される際は、以下の点にご注意ください。

### ●厚生年金保険の被保険者の方等へ

65歳以降の繰下げ待機期間中に厚生年金保険被保険者等である場合、繰下げ待機期間中の給付のうち、在職支給停止の対象となる額※に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。

※老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

### ●66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳以前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合

66歳に到達した日後に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰下げによる年金の増額ができません。速やかに受給開始の手続きを行ってください。ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

### ●共済組合等の加入期間がある方へ

共済組合等の加入期間があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

### ●厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方へ

老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。

《企業年金連合会のお問い合わせ先 0570-02-2666（050から始まる電話番号からは、03-5777-2666）》

### ◎繰下げ請求を行わず、さかのぼって年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することも可能です。

※70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

## ご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」をご利用ください



0120-08-6001

(通話料無料)

<受付時間> 月曜日 8:30 ~ 19:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
火～金曜日 8:30 ~ 17:15 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 老齢年金の請求に関するご相談については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」にてご予約を受け付けております。
- 日本国外からおかけになる場合は、「（東京）03-6700-1165（ねんきんダイヤル）」をご利用ください。この場合、通常の通話料金が発生いたします。
- 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に書類が届いた直後（5日間程度）は電話がつながりにくくなっております。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

ホームページに、年金に関する届出、手続き案内やお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載していますので、ご活用ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp



仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「電子申請のお知らせ」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A3（縦297mm×横420mm）
製 本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り後二つ折り（8つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題先頭を左上に見て、右辺に山が来るように折ること。 ②：二つ折り後巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題を上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱 包	・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。 ・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。 ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（電子申請のお知らせ）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

## 電子申請した届書の処理状況の確認方法

電子申請により提出した老齢年金請求書の処理状況は、マイナポータルから以下の方法で確認できます。申請の時期によっては、しばらくの間「処理中」と表示されます。**65歳到達日以後に処理が開始されますので、「完了」となるまでお時間がかかる場合がございます。**ご了承ください。

「やること」のページに申請した届書が表示されている場合、受付済みです。**処理状況が「要再申請」以外の場合、再申請する必要はありません。**

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ下「**やること**」をタップします。
- ② 受付済みの届書の一覧が表示されるため、確認したい届書をタップすると処理状況の確認ができます。  
(届書名の左上にも処理状況が表示されます。)

マイナポータル

わたし  
東京都千代田区

お知らせ

証明書 **すべて見る**

マイナンバーカード  
健康保険証

運転免許  
パスポート

おかね  
公金受取口座  
年金

ホーム やること さがす

「処理中」  
受付した届書の内容確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。

「要再申請」  
申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。

「完了」  
届書の処理がすべて完了しています。

やること

処理中  
老齢年金請求書 (特別支給の老齢厚生年金受給者用)  
更新: 2024年xx月xx日

要再申請  
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書  
更新: 2024年xx月xx日

完了  
国民年金保険料口座振替納付 (変更) 申出書  
更新: 2024年xx月xx日

## ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

### ◆ 特設ページから確認する

以下の二次元コードまたはURLから、日本年金機構のホームページ内の特設ページにアクセスできます。「老齢年金請求書 (65歳前から老齢年金を受け取っている場合)」を選択し、「手続き」のリンクから、申請手順について詳細な内容を確認できます。また、よくあるお問い合わせに関するQ&Aもあわせてご利用ください。申請手順について説明動画も掲載しています。

老齢年金 65歳 電子申請

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_shohenkou.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html)



### ◆ 相談チャットから確認する

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が24時間いつでも対応しています。日本年金機構のホームページのトップ画面「ねんきんチャットボット」からご利用ください。

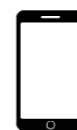
## 老齢年金の請求手続きは スマートフォンによる電子申請をご利用ください！

カンタン

### 電子申請で手続きすると 3 ステップ！

#### 事前に準備するもの

スマートフォン  
またはパソコン等 (※)



#### マイナンバーカード



お手続きには以下のパスワードが必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード (数字4桁)
- 署名用電子証明書パスワード (英数字6桁~16桁)

※ パソコンまたはタブレットを使用する場合、マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要

#### ステップ1 電子申請をはじめる前に

- 1 マイナポータルの利用者登録
- 2 マイナポータルとねんきんネットの連携

#### ステップ2 注意事項の確認

申請にあたっての注意事項を確認

#### ステップ3 手順に沿って入力

- 1 画面に表示された内容を入力・確認
- 2 マイナンバーカードで電子署名を付与

申請完了！

### ステップ1 電子申請をはじめる前に

設定済みの場合、ステップ2 に続く。

#### 1 マイナポータルの利用者登録

- マイナポータルアプリのインストールが必須。
- 利用者登録完了に約2営業日かかります。

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード (数字4桁) を入力します。
- ③ スマートフォンの背面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。 **マイナポータルはこちらから** ▶ <https://myna.go.jp>



#### 2 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ねんきんネットと連携可能な時間は**8:00~23:00 (土日祝日除く)**です。
- 上記以外の時間帯に連携した場合、翌営業日に連携されます。

- ① マイナポータルにログインした状態で、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。



## ステップ2 注意事項の確認

- 電子申請した場合、はがき形式の年金請求書の提出は不要です。
- ねんきんネット内の届書作成時に、エラーとなる主な原因は以下のとおりです。ご注意ください。
  - ・ ページを開いたまま一定時間経過した場合
  - ・ ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンにより操作した場合や画面を指でなぞって前画面に戻る場合
  - ・ 別画面でねんきんネットの画面表示を行った場合
  - ・ 届書作成中にマイナポータルまたはねんきんネットのメンテナンス時間となった場合

「ページを表示できません」と表示された場合、ねんきんネット画面上の「ログアウトして、再度ログイン」ボタンを押し、再度ねんきんネットにログインする必要があります。

## ステップ3 手順に沿って入力

### 1 マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。



### 2 老齢年金の申請

「老齢年金を請求する」の「届書を作成する」をタップし、画面の案内に従い、申請を行います。  
※ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げの場合、今回老齢年金請求書の申請は不要です。

- |                  |   |
|------------------|---|
| <b>注意事項</b>      | 注意事項を確認します。問題がなければ、 <b>次へ</b> をタップします。  |
| <b>事前確認</b>      | すべての事前確認事項に回答します。回答後、 <b>次へ</b> をタップします。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 老齢年金以外の年金とは、遺族年金（寡婦年金含む）・障害年金のことを指します。</li></ul>                                       |
| <b>注意事項（繰下げ）</b> | 繰下げ請求（解説①）の注意事項を確認します。確認後、 <b>次へ</b> をタップします。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 65歳前に遺族年金を受け取る権利を有している方は、繰下げ請求ができないため、注意事項（繰下げ）及び 繰下げ確認 の画面が表示されません。</li></ul>    |
| <b>繰下げ確認</b>     | 繰下げ請求の有無を選択します。選択後、 <b>次へ</b> をタップします。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 繰下げ請求の受取方法とイメージ図は、解説② をご覧ください。</li><li>● 老齢基礎年金を繰り上げて受け取っている場合、選択肢の一部が表示されません。</li></ul> |
| <b>基本情報</b>      | 氏名や住所等の基本情報を確認・登録後、 <b>次へ</b> をタップします。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 画面に表示された氏名・住所等に変更がある場合は、別途手続きが必要です。</li></ul>  |
| <b>内容確認</b>      | 入力した内容が画面に表示されるので、誤りがなければ、 <b>電子署名を付与して申請する</b> をタップします。  |

### 3 老齢年金の申請完了！

- スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、電子署名を付与後「老齢年金を請求する（申請完了）」の画面が表示されたら申請は完了です。
- **電子申請した届書の処理状況の確認方法** は4ページをご覧ください。
- 年金請求書の受付日から1～2カ月後に郵送する「年金決定通知書・支給額変更通知書」により年金の支給額をお知らせします。

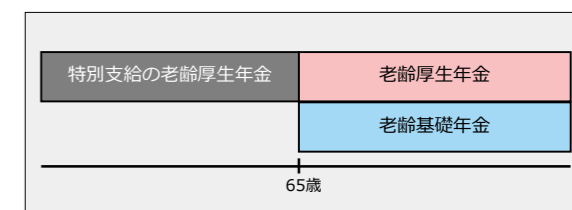
## 解説① 老齢年金の繰下げ請求

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに**66歳以降75歳までの間**で、受給開始時期を繰り下げて、増額した年金を請求することができます。これを「繰下げ請求」といいます。
- **66歳以降、65歳に達した日の属する月から、繰下げを請求する日の属する月の前月までの月数に応じて、0.7%きざみで増額率が決まります。**なお、増額率は生涯変わりません。  
（例：70歳時点では42%、75歳時点では84%増額）
- 増額された年金は、繰下げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。
- すでに老齢基礎年金のみを繰り上げて受け取っている方は、老齢厚生年金を65歳から受け取るか、66歳以降に繰下げ請求するかを選択できます。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方が、**老齢厚生年金の繰下げを希望する場合は、基金等の年金も併せて繰下げとなります**ので、年金の支払元である基金等にご確認ください。
- 繰下げによって、**年金生活者支援給付金の支給、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金等に影響する場合があります。**

## 解説② 年金の受取方法

### 65歳から両方の年金を受け取る（いずれも繰下げしない）

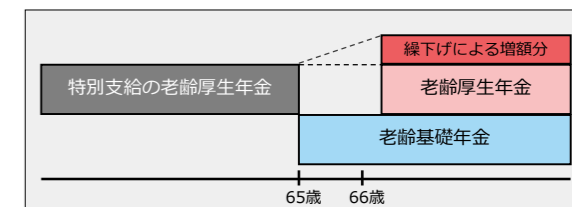
- 65歳から老齢年金を受け取る方は、**65歳になる誕生月の末日までに請求手続きを行ってください。**手続きが遅れた場合、65歳以降の年金の支払いが一時的に止まる場合があります。



### 65歳から老齢基礎年金のみを受け取る（老齢厚生年金は繰下げする）

66歳以降に**老齢厚生年金**を請求することで、繰下げにより増額した年金を受け取ります。

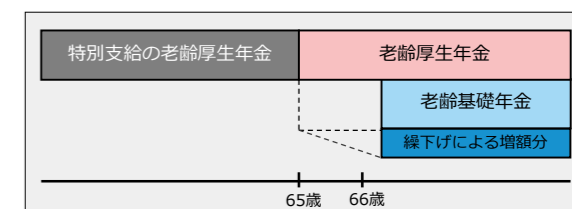
- 厚生年金保険被保険者でかつ給与や賞与の額により年金の一部または全部が支給停止される場合、支給停止額については、繰下げによる増額の対象になりません。
- 繰下げする老齢厚生年金は**75歳までに別途、請求手続きが必要**です。



### 65歳から老齢厚生年金のみを受け取る（老齢基礎年金は繰下げする）

66歳以降に**老齢基礎年金**を請求することで、繰下げにより増額した年金を受け取ります。

- 老齢基礎年金を繰下げする場合、老齢基礎年金の受け取り開始までの期間は年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げする老齢基礎年金は**75歳までに別途、請求手続きが必要**です。



### 66歳以降に両方の年金を受け取る（いずれも繰下げする）

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金は、別々の時期に繰下げ請求することができます。
- 加給年金や振替加算は繰り下げると支給されず、繰り下げても増額されません。

**今回お手続きは必要ありません。**  
**75歳までのご自身が希望する時期に年金の請求手続きを行ってください。**

上記のいずれかの受取方法を選択した後、画面下の**次へ**をタップし、**基本情報（氏名や住所等）の確認・登録に進んでください。**

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H400 現況届用 生計維持確認届」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製 本	折加工は納品先により異なる2パターンとする。 ※ 下記①、②のパターン分けについては、別紙のとおり。 ①：クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、左辺に山が来るように折ること。 ②：巻三つ折り （仕上げ寸法：縦100mm×横210mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、下辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H400）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 生計維持確認届の提出にあたって

## 生計維持確認届とは

- ① 加給年金額または加給金の対象者がいる方について、加給年金額または加給金を引き続き受けるために、生計維持関係の申し立てをしていただく必要があります。毎年1回誕生月にご提出いただくものです。
- ② この届書は、誕生月の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。
- ③ 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、加給年金額または加給金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。
- ④ 誕生月の末日を過ぎて提出された場合は、加給年金額または加給金の支払いの再開までに、届書提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。
- ⑤ 生計維持確認届は、「現況届」が提出不要の方であってもご提出が必要です。

## ■ 記入のしかた

### 1 住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。

- 氏名の変更(訂正)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所等で行ってください。

### 2 加給年金額または加給金の対象者となっている配偶者・子の氏名(漢字)を必ずご記入ください。

- ※ ご記入いただくことにより、引き続き生計を維持していることの申立てとなります。
- ※ 加給年金額の対象となる子とは「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」となります。

### ! 配偶者が障害年金や各種共済組合の退職年金(加入期間が20年以上あるもの)等を受けている場合

### ! 配偶者や子に異動(離婚、死亡など)があった場合

- 子の人数が4人以上の場合は、4人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を使せんなどにご記入いただき、生計維持確認届に添付のうえ、封筒に入れてご提出ください。

### 3 ● ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届書を記入した場合に、ご記入(署名)ください。

- ご本人が自署することができない理由をご記入ください。(例えば、病気、ケガ等)

## ! ご注意ください

### 加給年金額または加給金の対象者となっている配偶者・子が次の条件に該当するときは、加給年金額または加給金が受けられなくなります。

- ① 配偶者または子との間に生計維持関係がなくなったとき(離婚や死亡など)
- ② 配偶者が65歳になったとき
- ③ 子が18歳に到達した日以後の最初の年度末日(3月31日)が終了したとき(障害の状態にある場合は20歳になったとき)
- ④ 配偶者が障害年金を受け取っているとき
- ⑤ 配偶者が厚生年金保険等の被保険者期間が20年以上の老齢(退職)年金の受給権を有しているとき

※①に該当したときは、届出が必要になりますので、「ねんきんダイヤル」もしくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

※⑤に該当するときでも、令和4年3月時点で加給年金額が支給されており、その支給対象となっていた配偶者が次のいずれかに該当するまでの間は、加給年金額を受け取ることができます。

- ア 雇用保険の失業給付の受け取りが終了し、老齢厚生(退職共済)年金を受け取ることができるようになったとき
- イ 年金選択により他の年金を受け取ることとなったとき(老齢年金から障害年金への選択替え 等)

事務処理上の整理番号です。汚したり、書き換えたりしないでください。

加給年金額または加給金の対象者となる配偶者または子がいることを表します。

令和〇〇年〇月〇〇日提出

加給年金額等対象者内訳  
配偶者 有子 1人

11111111111111+81

★★★1111111111150★★★

受給権者の欄	住所	杉並区 高井戸西3-5-24		生年月日	昭和 - ΔΔ. Δ. Δ
	フリガナ	杉本 タロウ		電話番号	03 - 5344 - ΔΔΔΔ
	氏名	年金 太郎			
加給年金額等対象者の欄	配偶者	フリガナ	杉本 ハコ	フリガナ	杉本 伊吹
	氏名	年金 花子		子 氏名	年金 一郎
	生年月日	昭和 - ΔΔ. Δ. Δ		生年月日	平成 - Δ. Δ. Δ 障害 1
	フリガナ	加給年金額等の対象者とならない場合は、その対象者の欄を斜線で抹消してください。		フリガナ	「1」は障害の状態にあることを表します。
子	氏名		子 氏名		
生年月日		障害	生年月日	障害	

なお、上記の加給年金額または加給金の対象者は、私が以下の要件に基づき、生計を維持しています。  
※生計維持の要件 ①同居していること(別居していても仕送りしている、健康保険の扶養家族である、等の事実があれば可) ②加給年金額等対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること

代理人	氏名	受給権者との関係	ご本人が自署できない理由	住所	〒 ( - - )
-----	----	----------	--------------	----	-----------

### 4 提出日をご記入ください。 ※ 郵送の場合はポストに投函する日をご記入ください。

- ①から④を記入後、再度記入もれがないか確認し、目隠しシールを貼ってください。
- 宛名面の差出人欄に住所、氏名をご記入のうえ、切手を貼って投函してください。

## ！ご注意ください(届出が必要な方)

- 日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が登録済みの場合でも、住民票の住所と違う場所にお住まいの方や成年後見を受けている方等につきましては、住所変更の届出が必要です。

## ■ 障害年金を受けている方へ

- **障害状態の確認が必要な方の場合、生計維持確認届と診断書が一体となった用紙をお送りしています。**医師等に診断書を記入していただき、ご提出ください。**診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まることもありますので、必ずご提出ください。**
- 障害年金(障害等級が1級または2級に限る)については、年金を受ける権利が発生した時点で加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に一定額が加算されます。また、年金を受ける権利が発生した後に結婚や子の出生等により加算要件を満たす配偶者や子を有するようになった場合にも、届出により一定額が加算されます。該当される方は、年金事務所等で手続きを行ってください。

※不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## 年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。

ねんきん  
ダイヤル



# 0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、(東京) **03-6700-1165**

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8:30 ~ 19:00
火～金曜日	8:30 ~ 17:15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」  
の予約電話



# 0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、(東京) **03-6631-7521**

受付時間

月～金曜日<sup>※3</sup> 8:30 ~ 17:15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに  
ご注意ください

代理の方が  
おかけになる場合

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日(ねんきんダイヤル)

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。 <https://www.nenkin.go.jp/>

仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「F400 その他の現況届用 短期・生計維持確認届」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、左辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（F400）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 生計維持確認届の提出にあたって

## 生計維持確認届とは

- ① 加算額の対象者がいる方について、加算額を引き続き受けていただくために、生計維持に関する届出を毎年1回誕生月にご提出いただくものです。
- ② この届書は、誕生月の末日までに必ず日本年金機構に届くようにご提出ください。  
※生計維持確認届と診断書が一体となった用紙が送られてきた方は、裏面をご確認ください。
- ③ 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、加給年金額または加給金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。
- ④ 誕生月の末日を過ぎてしまった場合は、加算額の支払いの再開までに届書提出後、1～2カ月程度かかりますのでご了承ください。
- ⑤ 生計維持確認届は、「現況届」の提出が必要ない方であってもご提出が必要です。

## ■記入のしかた

**1 住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。**

●氏名の変更(訂正)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所等で行ってください。

**2 加算額の対象者となっている子・孫・弟・妹の氏名を必ずご記入ください。**

※ご記入いただくことにより、引き続き生計を維持していることの申立てとなります。  
※加算額の対象となる子とは「18歳に到達する年度末までの子」または「障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子」となります。

●加算額の対象者となっている子・孫・弟・妹の異動(離縁、死亡など)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所等で行ってください。  
なお、この届出については、その対象者の欄を斜線で抹消してください。

●加算額対象者の人数が5人以上の場合は、5人目以降の子等の氏名(フリガナ)、生年月日を使せなどにご記入いただき、生計維持確認届に添付のうえ、封筒に入れてご提出ください。

事務処理上の整理番号です。汚したり、書き換えたりしないでください。

加算額対象者となる子・孫・弟・妹がいることを表します。

生計維持確認届  
この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

11111111111111 + 81

令和〇〇年〇月〇〇日 提出

子・孫・弟・妹の人数欄 2人

★★★1111111111110★★★

受給権者の欄	住所 〒 〒 〒	フリガナ フリガナ フリガナ	氏名 氏名 氏名	生年月日 生年月日 生年月日	障害 障害 障害
	杉並区 高井戸西3-5-24	初村 タロウ	年金 太郎	昭和 - ΔΔ. Δ. Δ	
				電話番号 (03 - 5344 - ΔΔΔΔ)	
加算額対象者(子・孫・弟・妹)の欄	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	初村 ハコ	初村 イロウ	初村 花子	初村 一郎	初村 花子
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	平成 - ΔΔ. Δ. Δ	平成 - Δ. Δ. Δ	平成 - ΔΔ. Δ. Δ	平成 - Δ. Δ. Δ	平成 - ΔΔ. Δ. Δ
	障害	障害	障害	障害	障害
				1	

「1」は障害の状態にあることを表します。

なお、上記の加算額の対象者は、私が以下の要件に基づき、生計を維持しています。  
※生計維持の要件 ①同居していること(別居していても仕送りしている、健康保険の扶養家族である、等の事実があれば可)  
②加算額対象者の前年の収入が85.0万円未満、または所得が65.5万円未満であること

代理人	署名欄	氏名	受給権者との関係	ご本人が自署できない理由	住所

**3** ●ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届書を記入した場合に、ご記入(署名)ください。  
●ご本人が自署することができない理由を記入してください。(例えば、病気、ケガ等)

**4** 提出日をご記入ください。  
※郵送の場合はポストに投函する日をご記入ください。

**5** ●①から④を記入後、再度記入もれがないか確認し、目隠しシールを貼ってください。  
●宛名面の差出人欄に住所、氏名をご記入のうえ、切手を貼って投函してください。

## ！ご注意ください(届出が必要な方)

- 日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が登録済みの場合でも、住民票の住所と違う場所にお住まいの方や成年後見を受けている方等につきましては、住所変更の届出が必要です。

## ■ 障害年金を受けている方へ

- **障害状態の確認が必要な方の場合、生計維持確認届と診断書が一体となった用紙をお送りしています。**医師等に診断書を記入していただき、ご提出ください。**診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まることもありますので、必ずご提出ください。**
- 障害年金(障害等級が1級または2級に限る)については、年金を受ける権利が発生した時点で加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に一定額が加算されますが、年金を受ける権利が発生した後に結婚や子の出生等により加算要件を満たす配偶者や子を有するようになった場合にも、届出により一定額が加算されます。該当される方は、年金事務所等で手続きを行ってください。

※ 不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## 年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。

ねんきん  
ダイヤル



# 0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、(東京) **03-6700-1165**

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8:30 ~ 19:00
火～金曜日	8:30 ~ 17:15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」  
の予約電話



# 0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、(東京) **03-6631-7521**

受付時間

月～金曜日<sup>※3</sup> 8:30 ~ 17:15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに  
ご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

代理の方が  
おかけになる場合

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日(ねんきんダイヤル)

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「加算開始事由該当届（生計維持申立書）の提出にあたって」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く。）
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表3色（墨、赤、青）、裏3色（墨、赤、青）
サ イ ズ	見開き寸法：A4判（縦297mm×横210mm）
製 本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題先頭を左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（加算開始事由該当届（生計維持申立書）の提出にあたって）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時まで下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187</p>

	担当：松岡、柏原
--	----------

# 老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)の提出にあたって

この届書は、受給権者の方が現在受給されている(全額停止中の方も含まます。)老齢厚生年金に加給年金額を加算するために必要な届書です。

加給年金額は、受給権者の方が65歳または「障害者の特例」・「長期加入者特例」に該当した時点で、この年金の決定時に生計維持関係があった65歳未満の配偶者および子について、引き続き生計を維持している場合に、加算される仕組みとなっています。

この届書は、受給権者の方と配偶者および子との生計維持関係の申し立てとして提出いただくものですので、以下の「記入のしかた」と裏面の「提出にあたっての注意事項」をお読みいただき、必要事項を記入のうえ提出してください。

## ■ 記入のしかた

ご本人の住所を記入してください。

事務処理上の整理番号です。汚したり、書き換えたりしないでください。

提出日を記入してください。

ご本人の氏名を記入(署名)してください。ご自身で記入(署名)してください。

代理人が記入できる場合は、ご本人が病氣・ケガなどにより記入(署名)できない場合に限られます。その場合、代理人が受給権者の欄および加給年金額対象者の欄を漏れなく記入のうえ、「代理人署名欄」に代筆者の氏名および住所などを記入(署名)してください。ご本人が自署する事ができない理由を記入してください。(例 病氣、ケガ等)

ハガキに印字されている氏名のフリガナや生年月日、宛先の住所等が誤っている場合は、別途変更(訂正)の手続きが必要となります。お近くの年金事務所や「ねんきんダイヤル」へご相談ください。

老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

12345678901234567

令和〇〇年〇〇月〇〇日 提出

加給年金額対象者内訳  
配偶者 有子 1人

\*\*\*98765432109876\*\*\*

住所 杉並区高井戸西3丁目5番24号

生年月日 昭和-〇〇.〇〇.〇〇.

フリガナ ネネシノタロウ

電話番号 03 - 3334 - 3331

氏名 年金太郎

下記の者は、私が生計を維持しています。

配偶者		子	
フリガナ	ネネシノハナコ	フリガナ	ネネシノチコ
氏名	年金花子	氏名	年金道子
生年月日	昭和-〇〇.〇〇.〇〇.	生年月日	平成-〇〇.〇〇.〇〇.
フリガナ	ネネシノ'ロウ	障害	1
氏名		フリガナ	
生年月日	平成-〇〇.〇〇.〇〇.	氏名	
		生年月日	

代理人署名欄

氏名

受給権者との関係

ご本人が自署できない理由

住所

年金の決定時に生計維持関係があった配偶者および子について、死亡や離婚・離縁等があった場合や生計を維持しなくなった場合には、該当した方の氏名欄を斜線で抹消してください。(裏面の「提出にあたっての注意事項」を参照してください。)

年金の決定時に生計維持関係があった配偶者・子について、受給権者の方が引き続き生計を維持している場合は、その方の氏名を必ず記入してください。記入することによって、受給権者の方により引き続き生計を維持していることの申し立てとなります。年金の決定時に生計維持関係があった子が4人以上いる場合は以下の記入上の注意を参照してください。

◎ 「加給年金額対象者の欄」の記入について

- 配偶者の欄  
加給年金額対象者内訳に配偶者「有」と印字されている方が記入する欄です。年金の決定時から引き続き生計維持関係がある配偶者の氏名を必ず記入してください。記入がもれますと、加給年金額を加算することができなくなります。
- 子の欄  
加給年金額対象者内訳に子の人数が印字されている方が記入する欄です。年金の決定時から引き続き生計維持関係がある子の氏名を必ず記入してください。記入がもれますと、加給年金額を加算することができなくなります。また、子の人数が4人以上の場合は、4人目以降の子の氏名(フリガナも付してください。)、生年月日を**便せんなどに記入して加算開始事由該当届に添付の上、封筒に入れて提出**してください。

※1 ハガキで提出する場合、あなたのプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)にはってください。

※2 このハガキは機械処理されますので、汚したり折りまげたりしないでください。

※3 **審査の結果によっては加給年金額が加算されない場合があります。**

## ■ 提出にあたっての注意事項

- ① 加給年金額は、以下条件のいずれかに該当するときに加算されます。ただし、配偶者または子の前年の収入が、年額850万円以上の場合には加給年金額対象者に該当しませんので、この届書の提出は不要です。
  - ・ 配偶者の場合は、1) 配偶者に年金の受給権が発生していない方。  
2) 配偶者が受けている老齢年金の厚生年金保険の被保険者期間（共済組合等の加入期間）が240月相当未満であり、かつ、障害年金等を受給していない方。
  - ・ 子の場合は、18歳到達年度の3月31日まで、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある方。
- ② 年金請求時に加給年金額対象者（配偶者および子）の登録をされていない方は、対象者にかかる認定の審査が必要となりますので、お近くの年金事務所や「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。
- ③ 年金の決定時に生計維持関係があった加給年金額対象者（配偶者および子）に、死亡、離婚・離縁等があった場合や生計維持をしなくなった場合は、別途届書の提出が必要となります。  
詳細については、お近くの年金事務所や「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

## 年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。

ねんきん  
ダイヤル



# 0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、(東京) **03-6700-1165**

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8:30 ~ 19:00
火～金曜日	8:30 ~ 17:15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに  
ご注意ください

代理の方が  
おかけになる場合

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

年金に関する届出、手続案内、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧ください。

検索またはURLを入力

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H300 現況届用 三制度・加対者無」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製 本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、左辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H300）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>



## ！ご注意ください（引き続き現況届の提出が必要な方）

マイナンバー（個人番号）を申し出ただいても、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行うことができない方は、今後も現況届をご提出いただく必要があります。（主な例：外国に居住している方）

### ■ 障害年金を受けている方へ

- 障害状態の確認が必要な方の場合、現況届と診断書が一体となった用紙をお送りしています。医師等に診断書を記入していただき、ご提出ください。診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まることもありますので、必ずご提出ください。
- 障害年金（障害等級が1級または2級に限る）については、年金を受ける権利が発生した時点で加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に一定額が加算されますが、年金を受ける権利が発生した後に結婚や子の出生等により加算要件を満たす配偶者や子を有するようになった場合にも、届出により一定額が加算されます。該当される方は、年金事務所等で手続きを行ってください。

### ■ 届出のお願い

- 年金受給権者の方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方などが市（区）役所または町村役場に提出する戸籍の死亡届とは別に「年金受給権者死亡届」をご提出いただく必要があります。お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで手続きを行ってください。なお、届出に必要な書類は「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## 年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。

ねんきん  
ダイヤル



# 0570-05-1165

ナビダイヤル® 全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8：30～19：00
火～金曜日	8：30～17：15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9：30～16：00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」  
の予約電話



# 0570-05-4890

ナビダイヤル® 全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）03-6631-7521

受付時間

月～金曜日<sup>※3</sup> 8：30～17：15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに  
ご注意ください

代理の方が  
おかけになる場合

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日（ねんきんダイヤル）

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「H305 現況届用 三制度・加対者有」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製 本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、左辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（H305）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 年金受給権者現況届の提出にあたって

## 現況届とは

- ① 年金受給権者の方がご健在で、所在が確認できていることを確認するための書類です。
- ② 毎年の誕生日にご提出いただくことで、年金をお支払いします。
- ③ **提出の期限は、誕生日の末日です。**
- ④ 内容の記入もれや、誕生日の末日までにご提出いただけない場合は、**年金の支払いが一時止まります**のでご注意ください。
- ⑤ ご提出が誕生日の末日を過ぎてしまった場合は、年金の支払いを再開するまでに、届書の提出から1~2カ月程度かかりますのでご了承ください。

※ 年金受給権者の方がお亡くなりになった場合や所在不明の場合は、この届書を提出しないでください。

- 年金受給権者の方がお亡くなりになった場合、必ずお近くの年金事務所などで《死亡届》の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- 年金受給権者の方の所在が1カ月以上不明である場合は、世帯員の方(住民票上の世帯が同一の方)が、必ずお近くの年金事務所で《所在不明届》の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- 虚偽の記載をした方は、法律により罰せられる場合があります。不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。
- 年金受給権者の方の状況を訪問して確認する場合があります。

## ■記入のしかた

**1 年金受給権者の方の住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。**

- 住所や氏名の変更(訂正)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。
- 下段の **重要なお知らせ** をご覧のうえ、マイナンバー(個人番号)をご記入ください。

**2 加給年金額または加給金の対象者となっている配偶者・子の氏名(漢字)を必ずご記入ください。**

- ご記入いただくことにより、引き続き生計を維持していることの申立てとなります。
- 子の人数が4人以上の場合は、4人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を使せんなどにご記入いただき、現況届に添付のうえ、封筒に入れてご提出ください。

**3 次の場合、加給年金額等は受けられなくなります。**

- 配偶者が障害年金や各種共済組合の退職年金(加入期間が20年以上あるもの)等を受けている場合
- 配偶者や子に異動(離婚、死亡など)があった場合

※ 別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。

※ 現況届については、上記の対象となる方の欄を斜線で抹消してください。

事務処理上の整理番号です。汚したり、書き換えたりしないでください。

加給年金額または加給金の対象者となる配偶者または子がいることを表わします。

令和〇〇年〇月〇〇日提出

加給年金額等対象者内訳  
配偶者 有 子 1 人

1111111111111111+81

★ ★ ★ 11111111111150 ★ ★ ★

受給権者の欄	住民票上の住所 〒111 杉並区高井戸西3-5-24 フリガナ ネンキン タロウ 氏名 年金 太郎	生年月日 昭和-△△.△.△
加給年金額等対象者の欄	配偶者 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名 年金 花子 生年月日 昭和-△△.△.△	子 フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 年金 一郎 生年月日 平成-△△.△.△

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届書に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。(裏面※参照)

※生計維持の要件 ①同居していること (別居していても送りしている、健康保険の扶養家族である、等の事実があれば可) ②加給年金額等対象者の前年の収入が85.0万円未満 または所得が85.5万円未満であること

障害者	氏名	受給権者との関係	ご本人が自署できない理由	住所
-----	----	----------	--------------	----

**3 年金受給権者の方が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届書を記入した場合に、ご記入(署名)ください。**

- 年金受給権者の方が自署することができない理由をご記入ください。(例えば、病気、ケガ等)

**4 提出日をご記入ください。**  
郵送の場合はポストに投函する日をご記入ください。

## ! 重要なお知らせ

- 「個人番号記入欄」に、年金受給権者の方のマイナンバー(個人番号)を正しくご記入いただくことにより、翌年以降の現況届の提出や住所変更の届出が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、引き続き住所変更の届出が必要となる場合があります。
  - 個人番号記入欄にご記入いただいた場合、マイナンバー法に基づく本人確認が必要となるため、以下の書類のうち、いずれか1つの提出をお願いします。
    - ・ マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(裏面:マイナンバー(個人番号)の記載面)
    - ・ 通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)のコピー
    - ・ マイナンバー(個人番号)が記載された住民票
- (注1) 現況届の提出が不要となった場合でも、障害状態の確認を行う必要がある場合、別途届出の提出が必要となります。
- (注2) マイナンバー(個人番号)は正確にご記入ください。
- (注3) マイナンバー(個人番号)に関することは、お住いの市(区)役所または町村役場窓口にお問い合わせください。

**！ご注意ください（引き続き現況届の提出が必要な方）**

マイナンバー（個人番号）を申し出いただいても、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行うことができない方は、今後も現況届をご提出いただく必要があります。（主な例：外国に居住している方）

**■ 障害年金を受けている方へ**

- **障害状態の確認が必要な方の場合、現況届と診断書が一体となった用紙をお送りしています。** 医師等に診断書を記入していただき、ご提出ください。診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時的に止まることもありますので、必ずご提出ください。
- 障害年金（障害等級が1級または2級に限る）については、年金を受ける権利が発生した時点で加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に一定額が加算されます。また、年金を受ける権利が発生した後に結婚や子の出生等により加算要件を満たす配偶者や子を有するようになった場合にも、届出により一定額が加算されます。該当される方は、年金事務所等で手続きを行ってください。

**■ 届出のお願い**

- 年金受給権者の方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方などが市（区）役所または町村役場に提出する戸籍の死亡届とは別に「年金受給権者死亡届」をご提出いただく必要があります。お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで手続きを行ってください。なお、届出に必要な書類は「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

**年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ**

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。



**0570-05-1165**

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）**03-6700-1165**

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8：30～19：00
火～金曜日	8：30～17：15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9：30～16：00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。  
 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

**年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください**



**0570-05-4890**

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）**03-6631-7521**

受付時間

月～金曜日 <sup>※3</sup>	8：30～17：15
---------------------	------------

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いにご注意ください

代理の方がおかけになる場合

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日（ねんきんダイヤル）

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

仕様書【印刷物の作成】

件名	リーフレット「F300 その他の現況届用 短期・加対者無」
紙質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サイズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 右上の帳票コードが記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 帳票コードを右上に見て、左辺に山が来るように折ること。
梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> <li>※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</li> <li>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</li> <li>※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。</li> </ul>
数量	別紙のとおり
納期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（F300）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 年金受給権者現況届の提出にあたって

## 現況届とは

- ① 年金受給権者の方がご健在で、所在が確認できていることを確認するための書類です。
- ② 毎年の誕生月にご提出いただくことで、年金をお支払いします。
- ③ この届書は、**誕生月の末日までに必ず日本年金機構に届くよう**にご提出ください。  
※現況届と診断書が一体となった用紙が送られてきた方は、裏面をご確認ください。
- ④ 内容の記入もれや、誕生月の末日までにご提出いただけない場合は、**年金の支払いが一時止まります**のでご注意ください。
- ⑤ ご提出が誕生月の末日を過ぎてしまった場合は、年金の支払いを再開するまでに、届書の提出から1~2カ月程度かかりますのでご了承ください。

※ 年金受給権者の方がお亡くなりになった場合や所在不明の場合は、この届書を提出しないでください。

- 年金受給権者の方がお亡くなりになった場合、必ずお近くの年金事務所などで《死亡届》の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- 年金受給権者の方の所在が1カ月以上不明である場合は、世帯員の方(住民票上の世帯が同一の方)が、必ずお近くの年金事務所《所在不明届》の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- 虚偽の記載をした方は、法律により罰せられる場合があります。不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。
- 年金受給権者の方の状況を訪問して確認する場合があります。

## ■ 記入のしかた

**1** 年金受給権者の方の住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。

- 住所や氏名の変更(訂正)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。

**2** 下段の **重要なお知らせ** をご覧のうえ、マイナンバー(個人番号)をご記入ください。

**3** 年金受給権者の方が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届書を記入した場合に、ご記入(署名)ください。

- 年金受給権者の方が自署することができない理由を記入してください。(例、病気、ケガなど)

**4** 提出日をご記入ください。郵送の場合はポストに投函する日をご記入ください。

事務処理上の整理番号です。汚したり、書き換えたりしないでください。

令和〇〇年〇月〇〇日提出 (郵送する場合は、投函日)

12345678912345 \*\*\*987654321098\*\*\*

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

168-8505 杉並区高井戸西 3-5-24

年金 太郎 様

この書類を期限までに提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

氏名 氏名 受給権者との関係 ご本人が自署できない理由 住所

## 重要なお知らせ

マイナンバー(個人番号)をご記入ください。翌年以降は現況届のご提出が原則不要となります。

- 「個人番号記入欄」に、年金受給権者の方のマイナンバー(個人番号)を正しくご記入いただくことにより、翌年以降の現況届の提出や住所変更の届出が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住いの方など、引き続き住所変更の届出が必要となる場合があります。
- 個人番号記入欄にご記入いただいた場合、マイナンバー法に基づく本人確認が必要となるため、以下の書類のうち、**いずれか1つの提出**をお願いします。
  - ・ マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(裏面:マイナンバー(個人番号)の記載面)
  - ・ 通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)のコピー
  - ・ マイナンバー(個人番号)が記載された住民票

(注1) 現況届の提出が不要となった場合でも、障害状態の確認を行う必要がある場合、別途届出の提出が必要となります。

(注2) マイナンバー(個人番号)は正確にご記入ください。

(注3) マイナンバー(個人番号)に関することは、お住いの市(区)役所または町村役場窓口にお問い合わせください。

## ！ご注意ください（引き続き現況届の提出が必要な方）

マイナンバー（個人番号）を申出いただいても、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行うことができない方は、今後も現況届をご提出いただく必要があります。（主な例：外国に居住している方）

### ■ 障害年金を受けている方へ

- 障害状態の確認が必要な方の場合、現況届と診断書が一体となった用紙をお送りしています。医師等に診断書を記入していただき、ご提出ください。診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まることもありますので、必ずご提出ください。
- 障害年金（障害等級が1級または2級に限る）については、年金を受ける権利が発生した時点で加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に一定額が加算されますが、年金を受ける権利が発生した後に結婚や子の出生等により加算要件を満たす配偶者や子を有するようになった場合にも、届出により一定額が加算されます。該当される方は、年金事務所等で手続きを行ってください。

### ■ 届出のお願い

- 年金受給権者の方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方などが市（区）役所または町村役場に提出する戸籍の死亡届とは別に「年金受給権者死亡届」をご提出いただく必要があります。お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで手続きを行ってください。なお、届出に必要な書類は「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※ 不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## 年金の一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください。

ねんきん  
ダイヤル



# 0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

受付時間

月曜日 <sup>※1</sup>	8:30 ~ 19:00
火～金曜日	8:30 ~ 17:15
第2土曜日 <sup>※2</sup>	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」  
の予約電話



# 0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号でおかけになる場合は、（東京）03-6631-7521

受付時間

月～金曜日<sup>※3</sup> 8:30 ~ 17:15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに  
ご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

代理の方が  
おかけになる場合

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日（ねんきんダイヤル）

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「重要なお知らせ 現況届用 加対者無・加対者有」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg/連 ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	水色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	見開き寸法：A4（縦297mm×横210mm）
製 本	クロス折り（4つ折り） （仕上げ寸法：A6判・縦148mm×横105mm） ※ 左上の表題が記載されている部分が表面になるように折ること。 ※ 表題を左上に見て、右辺に山が来るように折ること。
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100枚ごとに帯封を行い、製品にヨレ等が生じないように、10帯（1,000枚）毎に厚紙ではさんだ上で箱詰めすること。</li> <li>・ 箱は、上記枚数が適切に梱包され、十分な強度のある適宜のサイズの箱とすること。</li> </ul> ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包として梱包すること。
数 量	別紙のとおり
納 期	別紙のとおり
納入場所	別紙のとおり（日本年金機構が指定する場所（日本国内））

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封入封緘機を使用し封入作業を行うため、製品は機械処理に支障の無いよう作成すること。</li> <li>・ 印刷内容は、見本（重要なお知らせ）を参照すること。</li> <li>・ 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体等により提供する。</li> <li>・ 帳票等の右下隅に、次の①から③の事項を番号化した 11 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成年月（西暦年下 2 ケタ+月 2 ケタ）</li> <li>② 担当部署番号（4 ケタ）</li> <li>③ 通番（3 ケタ）</li> </ul> （番号は業者決定後、別途提供をする。） </li> <li>・ 受託事業者は、日本年金機構から受領した原稿を基に作成した校正用原稿を日本年金機構に提出し、内容の審査を受けること。その際、日本年金機構から受領した USB に、テキストデータを識別できる PDF ファイルを格納して提出すること（受託事業者が用意をした CD-R 等の電子媒体でも可）。</li> <li>・ 各回納品前に、製品の棄損、破損及び汚損や印刷ズレ等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。</li> <li>・ 各納品時には、受託事業者が間違いなく納品先に納品したことを確認するために、納品先が受領したことがわかる証跡（納品先のサインがある受領書等の写し等、追跡番号がわかるものでも可）を下記校正担当に提出すること。</li> <li>・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。</li> <li>・ 各納品時には、納品日の 4 営業日前までに納品物と同じ製法・加工方法により作成された製品サンプル 30 枚を下記校正担当に納品すること。</li> <li>・ 各回の納品で原稿の変更があり得る。また、各回の納品数量は予定であり、合計数量の範囲内で増減があり得る。原稿の変更及び納品数量の確認については、納品の 2 カ月前までに受託事業者から校正担当まで確認を行うこと。</li> <li>・ 仕様書に疑義が生じた場合は、令和 8 年 5 月 22 日 15 時までに下記校正担当まで FAX 等で提出すること。なお回答は、令和 8 年 5 月 27 日までに行う予定。</li> <li>・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。</li> </ul>
<p>校正担当</p>	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号  日本年金機構 年金給付部 給付業務グループ  電話番号：03-5344-1100（内線：3126）  FAX 番号: 03-5344-1187  担当：松岡、柏原</p>

# 重要な お知らせ

## 現況届には 住民票の添付またはマイナンバーの記入が必要です。

日本年金機構では、年金受給者の方がご健在であることを住民基本台帳ネットワークの情報により確認していますが、住民基本台帳ネットワークの情報で確認できない方については現況届を提出いただくことにより確認しています。

現況届に **住民票の添付等がない場合は**、国民年金法第73条等の規定により、**年金のお支払いが一時止まる**ことがあります。ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

### 現況届の提出方法

※ 方法1または方法2のどちらかにより提出してください。

#### 方法1

住民の登録をされている市区町村から **住民票を取り寄せ、添付**してください。

現況届

+

住民票

- \* 住民票は、現況届の提出日を含めて **過去6カ月以内に証明を受けたもの**が必要です。
- \* 住民票の交付にかかる手数料は、お客様負担となります。

〈住民票が消除されており添付できない場合〉

住民票に代え『添付することができない理由書』（様式は任意）と

- ・ 長期入院や長期入所の場合 ⇒ 入院証明書、入所証明書など
- ・ 不在者財産管理人がいる場合 ⇒ 審判書の謄本（写）などを添付してください。

方法1でマイナンバーが記載された住民票を添付いただいた場合または方法2で提出いただいた場合は、**翌年以降の現況届の提出が原則不要**になります。

返信用封筒に入れて、切手を貼ってポストに投函してください。

#### 方法2

現況届に **マイナンバー(個人番号)**を記入し、**番号確認書類**を添付してください。

現況届

個人番号 (12桁)  
○○○○○○○○○○○○○○

+

番号確認書類

番号確認書類 (次のいずれかの書類)

- マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー (裏面:マイナンバーの記載面)
- 通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)のコピー

返信用封筒

注) 上記がいずれも困難な場合は **戸籍抄本 (過去6カ月以内に証明を受けたもの)**を添付いただくか、お近くの年金事務所にご相談ください。

**裏面もご覧ください。**

## 海外に居住されている方の場合

居住地の『在留証明書』(日本国総領事館等が交付するもの)や『居住証明書』(居住国の公的機関が発行するもの)などをお取り寄せいただき、現況届と一緒に同封の返信用封筒にて誕生月の月末までにご提出ください。(ご家族等の方は、受給者の方にご案内ください)

なお、在留証明書などのお取り寄せに日数がかかる場合は、誕生月の月末までに「現況届」だけでも先にご提出ください。追って、在留証明書などの提出を依頼しますので、準備をお願いします。

また、日本年金機構に届出されている住所の変更手続きが別途必要となります。

国内居住者の場合と住所変更の届書が異なりますので、同封のリーフレットの「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターまで、個別にお問い合わせください。

### 海外に居住している場合の提出方法

海外居住国から在留証明書等を取り寄せ、添付してください。

現況届

+

在留証明書  
等

- \* 現況届の「住民票上の住所」欄には、居住されている国外住所をご記入ください。
- \* 在留証明書等は、現況届と一緒に提出する場合、現況届の提出日を含めて過去6カ月以内に証明を受けたものが必要です。
- \* 在留証明書等の交付にかかる手数料は、お客様負担となります。

現況届と在留証明書等を返信用封筒に入れて、切手を貼ってポストに投函してください。

返信用封筒

#### 住所の変更手続き

外国居住年金受給  
権者住所・受取金融  
機関登録(変更)届

様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

- \* 「外国居住年金受給権者住所・受取金融機関登録(変更)届」は、必ずしも現況届と同時に提出いただく必要はありません。

ご不明な場合には、同封のリーフレットの「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターまで、個別にお問い合わせください。

※ 現況届の個人番号記入欄にマイナンバーをご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票の情報等を基に、マイナンバー法に基づき、お客様のマイナンバーの収録作業を行います。マイナンバーの収録後は、現況届の提出や住所変更の届出が原則不要になります。

※ 今回お届けいただいた住民票等の氏名・生年月日等が、過去に日本年金機構にお届けいただいた内容と異なる場合、照会させていただくことがありますので、ご了承ください。

## 【別紙】各納品日ごとの納品数量等

折加工（詳細は仕様書参照）

- ① 仕上げ寸法：A6判・縦148mm×105mm  
② 仕上げ寸法：縦100mm×横210mm

納品場所①：日本年金機構が指定する場所（千葉県）

項番	リーフレット	サイズ	折加工	令和8年9月2日	令和8年12月2日	令和9年3月2日	令和9年6月2日	合計
1	<H200> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者無	A3	② 二つ折り後巻三つ	142,000	164,000	135,000	137,000	578,000
2	<H205> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者有	A3	② 二つ折り後巻三つ	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
3	<H206> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加給金勸奨	A3	② 二つ折り後巻三つ	9,000	9,000	9,000	9,000	36,000
4	<H200-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者無	A3		0	0	0	0	0
5	<H205-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者有	A3		0	0	0	0	0
6	<H206-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加給金勸奨	A3		0	0	0	0	0
7	大切なお知らせ 【受給開始を繰り下げる年金は増額できます】	A4	② 巻三つ	152,000	174,000	145,000	147,000	618,000
8	年金生活者支援給付金請求手続きのご案内（65はがき用）	A4		0	0	0	0	0
9	<H500> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加対者無	A3		0	0	0	0	0
10	<H505> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加対者有	A3		0	0	0	0	0
11	<H506> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加給金勸奨	A3		0	0	0	0	0
12	電子申請のお知らせ	A3	② 二つ折り後巻三つ	152,000	174,000	145,000	147,000	618,000
13	<H400> 現況届用 生計維持確認届	A4		0	0	0	0	0
14	<F400> その他の現況届用 短期・生計維持確認届	A4		0	0	0	0	0
15	加算開始事由該当届（生計維持申立書）の提出にあたって	A4		0	0	0	0	0
16	<H300> 現況届用 三制度・加対者無	A4		0	0	0	0	0
17	<H305> 現況届用 三制度・加対者有	A4		0	0	0	0	0
18	<F300> その他の現況届用 短期・加対者無	A4		0	0	0	0	0
19	重要なお知らせ 現況届用 加対者無・加対者有	A4		0	0	0	0	0
合計				456,000	522,000	435,000	441,000	1,854,000

※各回の納品数量は予定であり、全帳票の合計数量の範囲内で増減があり得る。（刷色、サイズ、製本仕様が同一のものに限る。）

納品場所②：日本年金機構が指定する場所（千葉県）

単位：枚

項番	リーフレット	サイズ	折加工	令和8年9月2日	令和8年12月2日	令和9年3月2日	令和9年6月2日	合計
1	<H200> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者無	A3		0	0	0	0	0
2	<H205> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者有	A3		0	0	0	0	0
3	<H206> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加給金勸奨	A3		0	0	0	0	0
4	<H200-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者無	A3		0	0	0	0	0
5	<H205-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者有	A3		0	0	0	0	0
6	<H206-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加給金勸奨	A3		0	0	0	0	0
7	大切なお知らせ 【受給開始を繰り下げる年金は増額できます】	A4		0	0	0	0	0
8	年金生活者支援給付金請求手続きのご案内（6 5 はがき用）	A4		0	0	0	0	0
9	<H500> 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加対者無	A3		0	0	0	0	0
10	<H505> 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加対者有	A3		0	0	0	0	0
11	<H506> 65歳諸変更年金決定用 老齢繰上・加給金勸奨	A3		0	0	0	0	0
12	電子申請のお知らせ	A3		0	0	0	0	0
13	<H400> 現況届用 生計維持確認届	A4	② 巻三つ	236,000	285,000	241,000	246,000	1,008,000
14	<F400> その他の現況届用 短期・生計維持確認届	A4		0	0	0	0	0
15	加算開始事由該当届（生計維持申立書）の提出にあたって	A4		0	0	0	0	0
16	<H300> 現況届用 三制度・加対者無	A4		0	0	0	0	0
17	<H305> 現況届用 三制度・加対者有	A4		0	0	0	0	0
18	<F300> その他の現況届用 短期・加対者無	A4		0	0	0	0	0
19	重要なお知らせ 現況届用 加対者無・加対者有	A4		0	0	0	0	0
合計				236,000	285,000	241,000	246,000	1,008,000

※各回の納品数量は予定であり、全帳票の合計数量の範囲内で増減があり得る。（刷色、サイズ、製本仕様が同一のものに限る。）

項番	リーフレット	サイズ	折加工	令和8年9月2日	令和8年12月2日	令和9年3月2日	令和9年6月2日	合計
1	<H200> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者無	A3	① クロス折り後二つ	25,000	27,000	27,000	24,000	103,000
2	<H205> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加対者有	A3	① クロス折り後二つ	1,000	0	1,000	0	2,000
3	<H206> 65歳諸変更年金決定用 三制度・加給金勸奨	A3	① クロス折り後二つ	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
4	<H200-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者無	A3	① クロス折り後二つ	30,000	30,000	30,000	30,000	120,000
5	<H205-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加対者有	A3	① クロス折り後二つ	1,000	0	1,000	0	2,000
6	<H206-2> 65歳諸変更年金・支援給付金決定用 三制度・加給金勸奨	A3	① クロス折り後二つ	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
7	大切なお知らせ 【受給開始を繰り下げる年金は増額できます】	A4	① クロス折り	36,000	36,000	36,000	36,000	144,000
8	年金生活者支援給付金請求手続きのご案内（65はがき用）	A4	① クロス折り	33,000	33,000	33,000	33,000	132,000
9	<H500> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加対者無	A3	① クロス折り後二つ	4,000	5,000	4,000	4,000	17,000
10	<H505> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加対者有	A3	① クロス折り後二つ	1,000	0	0	0	1,000
11	<H506> 65歳諸変更年金決定用 老齢線上・加給金勸奨	A3	① クロス折り後二つ	1,000	0	1,000	0	2,000
12	電子申請のお知らせ	A3	① クロス折り後二つ	65,000	68,000	67,000	62,000	262,000
13	<H400> 現況届用 生計維持確認届	A4	① クロス折り	18,000	17,000	19,000	16,000	70,000
14	<F400> その他の現況届用 短期・生計維持確認届	A4	① クロス折り	25,000	25,000	24,000	24,000	98,000
15	加算開始事由該当届（生計維持申立書）の提出にあたって	A4	① クロス折り	12,000	0	0	0	12,000
16	<H300> 現況届用 三制度・加対者無	A4	① クロス折り	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
17	<H305> 現況届用 三制度・加対者有	A4	① クロス折り	1,000	0	0	0	1,000
18	<F300> その他の現況届用 短期・加対者無	A4	① クロス折り	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
19	重要なお知らせ 現況届用 加対者無・加対者有	A4	① クロス折り	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
合計				266,000	254,000	256,000	242,000	1,018,000

全体（納品場所①～③）合計数量：3,880,000枚

※各回の納品数量は予定であり、全帳票の合計数量の範囲内で増減があり得る。（刷色、サイズ、製本仕様が同一のものに限る。）